

小平市

特別支援教育総合推進計画（第二期）

後期計画

（令和8年度～令和12年度）

すべてのこどもたちが生き生きと育つ小平へ

素 案

令和8年 月
小 平 市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	3
2 特別支援教育に関する国や東京都の動向.....	3
3 計画の位置付け.....	9
4 計画対象期間.....	10
5 計画策定体制.....	11
6 特別支援教育に関する主な動向.....	12
第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題	15
1 特別支援教育の資源の現状.....	17
2 小平市の特別支援教育に関するアンケート調査結果から見る現状.....	20
3 施策ごとの現状（成果）と課題.....	34
第3章 計画の基本理念と施策の体系	61
1 基本理念.....	63
2 基本指針.....	64
3 施策の体系.....	66
第4章 施策の展開	69
基本指針1 ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備.....	71
基本指針2 関係機関の連携によるネットワークの構築.....	81
基本指針3 理解・啓発、相談体制の充実.....	87
重点事業.....	93
第5章 計画の推進	95
1 計画の推進体制.....	97
2 計画の進行管理.....	97

第1章

計画策定にあたって

※【障がいの表記について】本計画では、施設名や法令名等で「障害」とされているものや出典元の表記に合わせて「障害」と表記している場合を除き、原則として「障がい」と表記しています。

1 計画策定の背景

小平市では、特別な支援を必要とするこどもたちへの取組を一体化させ、小平市のすべてのこどもたちが生き生きと育っていくことを基本理念とし、平成23年3月に「小平市特別支援教育総合推進計画前期計画」を策定し、取組を進めてきました。

その後、特別支援教育に対する理解が市民に広がり、関係機関による支援体制が充実するとともに、各機関の相互理解も深まってきました。

これまで相談体制、人的支援の充実、特別支援教室・特別支援学級の整備をはじめ様々な事業に取り組んできましたが、この度、「小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画」が令和7年度に終了すること、また、特別支援教育に対するニーズが多様化していることなどを踏まえ、変化に即した施策を講じる必要があります。

そこで、現状を適切にとらえ、本市における特別支援教育をさらに充実させるため、これまでの取組の成果と課題を基に、基本指針や重点事業等について方向性を定め、令和8年度から令和12年度までの「小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）後期計画」を策定しました。

2 特別支援教育に関する国や東京都の動向

(1) 国の動向

①学校教育法の一部改正

平成19年4月、学校教育法の一部改正が施行され、我が国は従来の「特殊教育（心身障がい教育）」から「特別支援教育」へと転換を果たしました。その後、平成25年9月には学校教育法施行令の一部改正が行われ、障がいの状態の変化のみならず、教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況等を勘案して、就学先を決定したり、転学を検討したりすることができるようになりました。

②障害者の権利に関する条約の締結

平成19年9月、国は「障害者の権利に関する条約」に署名し、その後、条約締結に向けて障害者基本法の改正等、障がい者に関する国内の制度改革を進めた後、平成26年1月に条約を締結しました。

条約の第24条（教育）では、締約国は教育についての障がい者の権利を認めることを定めています。障がい者が精神的・身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすること等を目的として、締約国は障がい者を包容するあらゆる段階の教育制度や生涯学習を確保することとされています。また、その権利の実現に当たり、障がいに基づいて一般的な教育制度から排除されないこと、個々の障がい者にとって必要な「合理的配慮」が提供されること等が定められています。

平成28年には、国連障害者権利委員会において、条約を実施するためのガイドラインに相当する「インクルーシブ教育を受ける権利に関する一般的意見第4号」が採択されました。

③中央教育審議会初等中等教育分科会による報告

国では、障害者権利条約第24条に規定されたインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が進められ、平成24年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会により、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示されました。

同報告では、共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされています。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」 （平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会）【抜粋】

- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。
- 特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の①から③までの考え方にに基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。
 - ① 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
 - ② 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
 - ③ 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。
- 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

④障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称「障害者差別解消法」）の制定

平成28年4月に施行された障害者差別解消法は、「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。

法律では、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供の義務等が定められました。

⑤発達障害者支援法の改正

平成28年5月には、発達障害者支援法が改正され、切れ目なく発達障がい者の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」すること等が新たに規定されました。

⑥児童福祉法の一部改正

平成28年6月には、児童福祉法の一部改正により、医療的ケア児について法律上初めて定義付けられ、支援体制の整備が地方公共団体の努力義務とされました。

また、平成31年3月には、文部科学省から「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」が発出され、小・中学校を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際の留意すべき点等が整理されました。

⑦文部科学省 障害者の学びに関する当面の強化策 2019-2022

平成31年3月、文部科学省が設置した「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」は「障害者の生涯学習の推進方策について」を取りまとめました。この提言を踏まえ、文部科学省では「障害者の学びに関する当面の強化策 2019-2022」のとおり、取組を進めることとしました。

主な取組内容としては、1 障害者の多様な学習活動の充実、2 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり、3 障害に関する理解促進、4 障害者の学びの場づくりの担い手の育成、5 障害者の学びを推進するための基盤の整備、の5項目が挙げられています。そしてこれらを踏まえて、都道府県、市町村、特別支援学校等、大学等のそれぞれに対する「期待される取組」が示されています。

⑧医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定

令和3年6月、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が制定され、同年9月に施行されました。法の基本理念では、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく支援が行われなければならないことが示されました。そのための支援措置として、学校等の設置者には、学校等に在籍する医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるように、看護師等を配置することなどが定められました。

⑨こども基本法の制定

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、令和4年6月、「こども基本法」が制定され、令和5年4月に施行されました。

法の基本理念では、全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されることなどが示されました。また、基本的施策では、こども大綱の策定、こども施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映などについて定められています。

⑩第4期教育振興基本計画の策定

令和5年6月、第4期教育振興基本計画が閣議決定されました。計画のコンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つを掲げ、その下に5つの基本的方針、今後5年間の教育政策の16の目標、基本施策及び指標が示されています。

特別支援教育に関しては、目標7「多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂」の中で基本施策の一つとして挙げられており、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進めていくことなどが示されています。

⑪市町村におけるこども家庭センター設置の努力義務化

令和6年4月、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年6月成立）の施行により、市町村において、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」（児童福祉）と「子育て世代包括支援センター」（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、「こども家庭センター」の設置が努力義務となりました。

(2) 東京都の動向

①「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」の策定（期間：H29～R8）

平成16年11月、東京都教育委員会では、東京都における特別支援教育推進の基本的な方向を示す「東京都特別支援教育推進計画」（期間：H16～H28）を策定し、特別支援教育に関する校内委員会の設置や、特別支援教育コーディネーターの指名等、発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童・生徒への指導と支援の取組を進めてきました。

平成29年度から令和8年度までを見通した第二期計画では、小・中学校における特別支援教室の充実に向け、区市町村教育委員会の役割として指導体制の確立や指導内容・方法の充実が挙げられています。また、東京都と区市町村の教育委員会がより一層連携し、就学相談等の機能強化や教育環境の整備等による特別支援教育の充実に向けた取組を行うことが示されました。

②「東京都発達障害教育推進計画」の策定（期間：H28～R2）

平成28年2月、東京都教育委員会は、近年の法改正や都民ニーズ等、発達障がい教育を取り巻く状況の変化に的確に 대응するために「東京都発達障害教育推進計画」を策定し、全ての公立学校における発達障がい教育の充実を図っています。

令和3年度までに全小・中学校に特別支援教室を導入することや、学習の「つまずき」を把握するアセスメント方法の確立、ユニバーサルデザインの考え方に基づく指導と学級づくりのためのガイドラインの作成など、発達障がい教育環境の整備や指導内容の充実について年次的な展開が計画されています。

③東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（通称「東京都障害者差別解消条例」）（平成30年10月1日施行）

平成30年10月、東京都は「障害者が日常生活や社会生活の中で受ける制限は、心や体の機能の障害のみでなく、社会の中に見受けられる様々なバリア（障壁）によって生じている」という「障害の社会モデル」の考え方に基づいて、「東京都障害者差別解消条例」を制定しました。

条例では、国の障害者差別解消法で民間事業者は努力義務とされている「合理的配慮の提供」を、行政機関、民間事業者ともに義務化しているほか、障がい者差別に係る事案の紛争解決の仕組みとして「調整委員会」を設置すること、障がい者や関係者のほかに民間事業者からの相談にも応じる「広域支援相談員」を設置することなどを定めています。

④都立高校における発達障害教育の充実について

東京都教育委員会は、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」及び「都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）」に基づき、令和3年度より全ての都立高校で通級による指導を実施しています。

対象は、都立高校又は都立中等教育学校後期課程に在籍し、知的障がいがなく、発達障がい等（自閉症、情緒障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい）があり、通常の授業におおむね参加でき、一部、障がいに応じた特別の指導を必要とする生徒となります。また、生徒本人と保護者が通級による指導を希望し、学校及び都教育委員会に指導が必要で

あると認められた場合に、高校における通級による指導が受けられます。

⑤「東京都教育ビジョン（第5次）」の策定

令和6年3月、東京都教育委員会は、今後5年間の施策展開の方向性を示した「東京都教育ビジョン（第5次）」を策定しました。東京都が目指す教育のために取り組むべきこととして、「自ら未来を切り拓く力の育成」、「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」、「子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化」の3本の柱を掲げ、その達成に向けた12の「基本的な方針」と30の「今後5か年の施策展開の方向性」が示されています。

基本的な方針の一つである「教育のインクルージョンの推進」では、「多様な人が共に支え合う共生社会の実現に向け、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実」が強化のポイントとして掲げられています。

⑥「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画」の策定

令和7年3月、東京都教育委員会は、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画」を策定しました。第三次実施計画では、第一次及び第二次実施計画に基づく取組の成果を踏まえ、社会状況の変化に対応した施策を一層推進し、特別支援教育を更に充実を図っていくとしています。

第三次実施計画における個別事業では、新たに、小・中学校において障害のある児童・生徒の学習支援等を行う「インクルーシブ教育支援員」の配置に係る費用補助、特別支援学校と小・中学校間で異校種期限付異動を行っている教員同士の異校種人事ネットワークの構築、特別支援教育に関する指導経験を踏まえた教員の専門性向上などが位置付けられています。

⑦「東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）」の策定

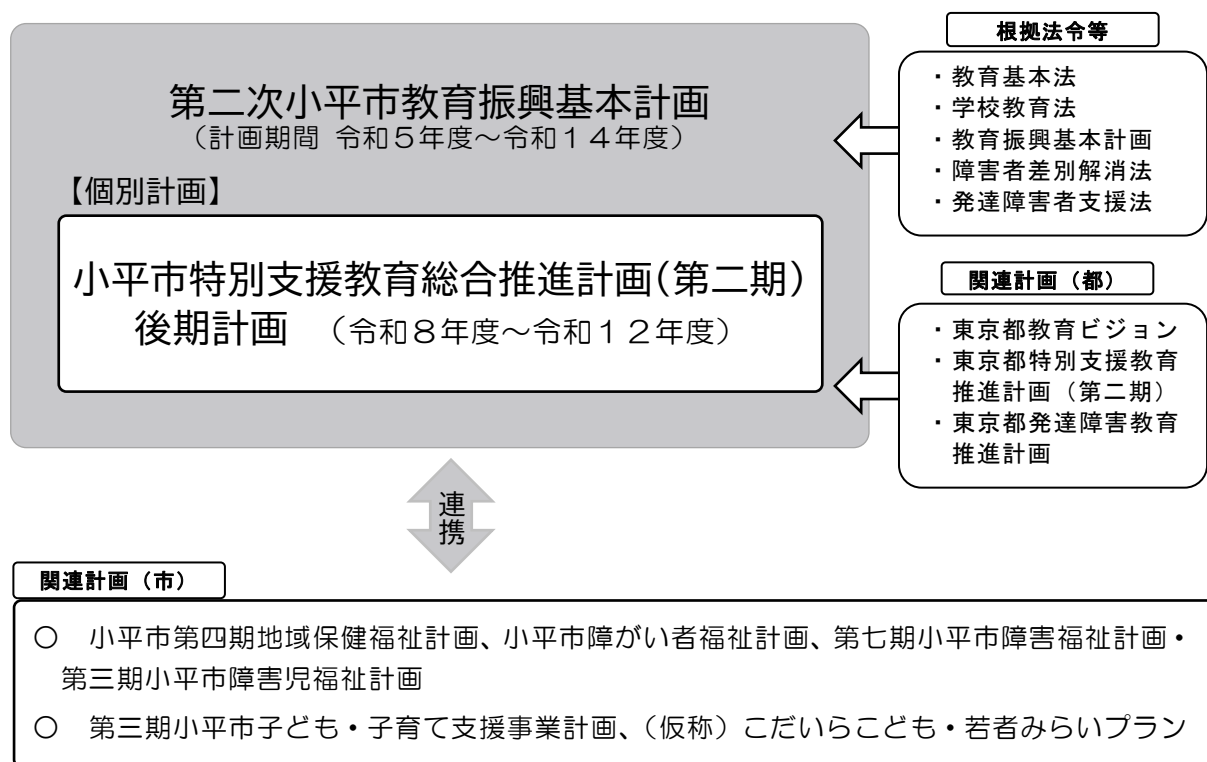
令和7年3月、東京都は、「東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）」を策定しました。第3期計画では、「3つの理念」、「6つの目標」、「5つの視点」を設定し、子供・子育て支援の多様な取組を一層推進していくとしています。

6つの目標の一つ「特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実」では、「障害児施策の充実」の項目を設けており、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごせるよう、「インクルーシブ教育システム体制の整備」が新たに計画事業の中に追加されています。

3 計画の位置付け

本計画は、小平市における特別支援教育の理念と具体的な推進計画を併せもつ、総合的な計画です。また、「小平市第四次長期総合計画」の教育分野における計画「第二次小平市教育振興基本計画」の個別計画として位置付けています。

なお、「小平市第四期地域保健福祉計画」、「小平市障がい者福祉計画」、「第七期小平市障害福祉計画・第三期小平市障害児福祉計画」、「第三期小平市子ども・子育て支援事業計画」、及び「(仮称)こだいらこども・若者みらいプラン」などの関連計画との整合性を図るとともに、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第三次実施計画」にも留意し策定しました。



【参考：関連計画の施策】

●小平市障がい者福祉計画

施策の柱3 教育・発達支援の充実

- (1) 療育・保育・教育の充実
- (2) 特別支援教育の充実
- (3) 放課後活動・生涯学習の充実 など

●第三期小平市子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援の主な取組

- (5) 障がいのあるこどもへの支援の充実 など

4 計画対象期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

平成 31 令和元 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
【小平市特別支援教育総合推進計画】											
第一期計画		第二期（前期）計画					第二期（後期）計画				
【小平市教育振興基本計画】											
改訂版				第二次							
【小平市障がい者福祉計画】											
計画		計画					(策定予定：詳細未定)				
【小平市障害福祉計画】											
第五期		第六期		第七期		第八期（予定）					
【小平市障害児福祉計画】											
第一期		第二期		第三期		第四期（予定）					
【小平市子ども・子育て支援事業計画】											
		第二期				第三期					
【(仮称) こだいらこども・若者みらいプラン】											
							計画				

5 計画策定体制

(1) 小平市特別支援教育推進委員会

計画の策定に当たり、公募市民、学校関係者、学識経験者、医療関係者、障がい児関係団体の代表等により構成される推進委員会において、計画案を検討しました。

(2) 市民からの意見等の収集

① アンケート調査の実施

市立小・中学校の児童・生徒及び保護者、教職員、並びに小平特別支援学校、小金井特別支援学校に在籍する児童・生徒の保護者を対象としたアンケート調査を実施し、小平市立小・中学校で行われている特別支援教育の状況等を把握し、計画策定の基礎資料としました。

② 市民意見公募手続及び市民懇談会の実施

計画の素案に対し、市民意見公募手続（パブリックコメント手続）及び市民懇談会を実施し、広く市民の意見や要望等を収集しました。

(3) 庁内計画策定体制の確保

庁内関係課で構成する「小平市特別支援教育総合推進計画庁内委員会」において策定内容の調整を図りました。

6 特別支援教育に関する主な動向

年度	国	東京都	小平市
平成 18	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法の一部改正（特別支援教育制度化） 		
平成 19	<ul style="list-style-type: none"> 「特別支援教育の推進について」（文部科学省通知の発出） 障害者権利条約に署名 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画（平成 20 年度～平成 22 年度）の策定 	
平成 22		<ul style="list-style-type: none"> 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（平成 23 年度～平成 28 年度）の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 小平市特別支援教育総合推進計画前期計画（平成 23 年度～平成 27 年度）の策定
平成 23	<ul style="list-style-type: none"> 障害者基本法の改正 		
平成 24	<ul style="list-style-type: none"> 共生社会に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（中央教育審議会初等中等教育分科会による報告） 通常の学級に在籍する発達障害等児童生徒の実態調査（文部科学省） 		<ul style="list-style-type: none"> 小平市教育振興基本計画（平成 25 年度～令和 4 年度）の策定
平成 25	<ul style="list-style-type: none"> 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）の制定 学校教育法施行令の一部改正（障がいのある幼児・児童・生徒の就学先決定に係る考え方の変更） 障害者権利条約の締結 		
平成 27		<ul style="list-style-type: none"> 東京都発達障害教育推進計画（平成 28 年度～令和 2 年度）の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 小平市特別支援教育総合推進計画後期計画（平成 28 年度～令和 2 年度）の策定

年度	国	東京都	小平市
平成 28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法の施行 ・ 発達障害者支援法の改正 ・ 児童福祉法の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校特別支援教室の順次導入（平成 28 年度から平成 30 年度の間に、都内全ての公立小学校に特別支援教室を導入） ・ 東京都特別支援教育推進計画（第二期）第一次実施計画（平成 29 年度～令和 2 年度）の策定 	
平成 29			<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校特別支援教室の一部先行実施
平成 30		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校特別支援教室の順次導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校特別支援教室の全校実施
令和 2		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教室の運営ガイドラインの作成 ・ 東京都こども基本条例の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校特別支援教室の一部先行実施 ・ 小平市特別支援教育総合推進計画第二期前期計画（令和 3 年度～令和 7 年度）の策定 ・ 小平市障がい者福祉計画（令和 3 年度～令和 8 年度）の策定 ・ 第六期小平市障害福祉計画、第二期小平市障害児福祉計画（令和 3 年度～令和 5 年度）の策定
令和 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画（令和 4 年度～令和 6 年度）の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校特別支援教室の全校実施
令和 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども基本法の制定 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターの開設 ・ 第二次小平市教育振興基本計画（令和 5 年度～令和 14 年度）の策定

年度	国	東京都	小平市
令和5	<ul style="list-style-type: none"> 第4期教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都教育ビジョン（第5次）（令和6年度～令和10年度）の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児の保育所受入れガイドラインの策定 小平市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドラインの策定 第七期小平市障害福祉計画、第三期小平市障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）の策定
令和6	<ul style="list-style-type: none"> 市町村におけるこども家庭センター設置の努力義務化 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画（令和7年度～令和9年度）の策定 東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）（令和7年度～令和11年度）の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 小平第四小学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を設置 第三期小平市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）の策定 こども家庭センターを設置
令和7			<ul style="list-style-type: none"> 小平第二中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を設置 小平市特別支援教育総合推進計画第二期後期計画（令和8年度～令和12年度）の策定 （仮称）こだいらこども・若者みらいプラン（令和8年度～令和16年度の策定

第2章

小平市における特別支援教育 の現状と課題

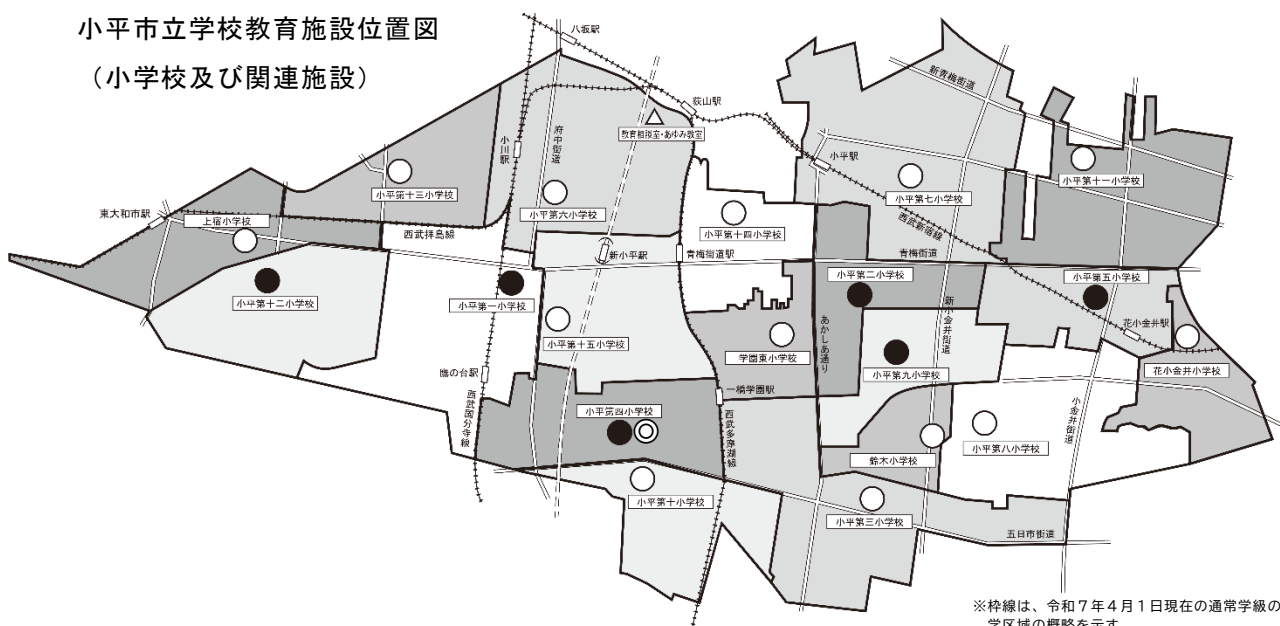
1 特別支援教育の資源の現状

市立小・中学校には、知的障がい学級（固定制）が小学校6校と中学校5校に、自閉症・情緒障がい学級（固定制）が小学校1校と中学校1校に、特別支援教室が小学校19校全校と中学校8校全校に、難聴・言語障がい学級（通級制）が小学校1校にそれぞれ設置されています。

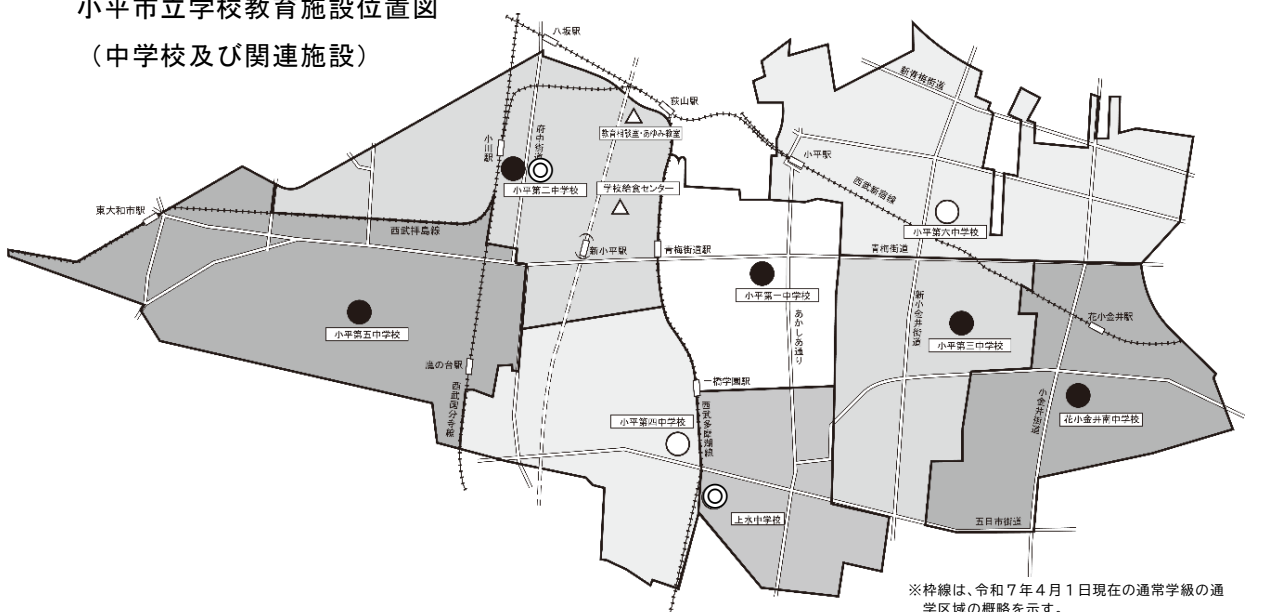
また、市内には様々な療育機関や相談支援機関があり、年齢や成長段階などに応じて支援を行っています。

(1) 小・中学校別の市内の特別支援学級の設置状況

小平市立学校教育施設位置図
(小学校及び関連施設)

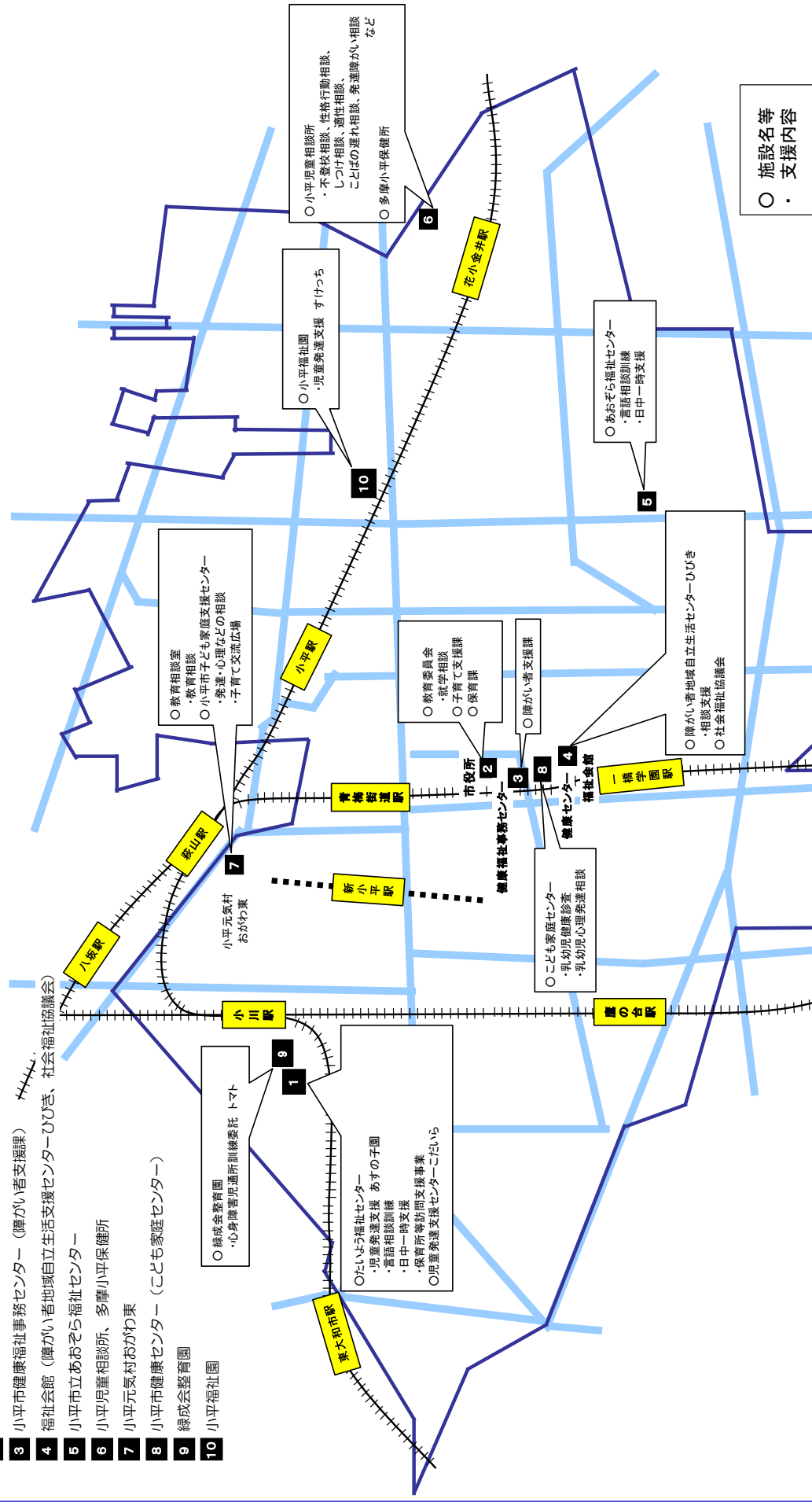


小平市立学校教育施設位置図
(中学校及び関連施設)



市内の主な相談支援機関等分布図

- 1 たいよう福祉センター
- 2 小平市役所
- 3 小平市健康福祉事務センター（障がい者支援課）
- 4 福祉会館（障がい者地域自立生活支援センターひびき、社会福祉協議会）
- 5 小平市立あおぞら福祉センター
- 6 小平児童相談所、多摩小平保健所
- 7 小平元気村おがわ東
- 8 小平市健康センター（こども家庭センター）
- 9 緑成会整育園
- 10 小平福祉園



○ 施設名等
 ・ 支援内容

認定こども園、幼稚園、保育園、
 学校は除いています

2 小平市の特別支援教育に関するアンケート調査結果から見る現状

(1) 調査の概要

①調査の目的

令和8年度から令和12年度までの「小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）後期計画」の策定にあたり、現状を把握するための必要な基礎資料の作成を目的として実施しました。

②調査方法

学校から保護者にアンケート調査の依頼文書（回答用URLを記載）を配付し、オンライン回答により回収しました。

③調査期間

令和6年10月30日～11月30日

④調査対象及び配付・回収状況

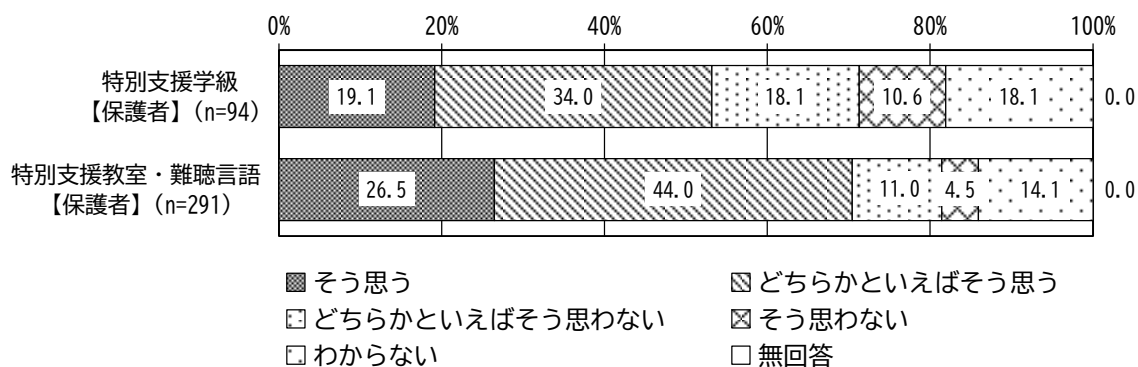
調査対象	配付数	回収数	回収率
ア. 市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒及び保護者	286	94	32.9%
イ. 特別支援教室及び難聴・言語障がい通級指導学級に在籍する児童・生徒及び保護者	688	291	42.3%
ウ. 通常の学級に在籍する児童・生徒の保護者	280	100	35.7%
エ. 通常の学級に在籍する児童・生徒	280	97	34.6%
オ. 市立小・中学校に在籍する教員	100	58	58.0%
カ. 小平市内在住で小平及び小金井特別支援学校に在籍する児童・生徒の保護者	176	75	42.6%
合計	1,810	715	39.5%

(2) 主な調査結果

①【保護者】「学校生活支援シート(※)」の活用に対する認識

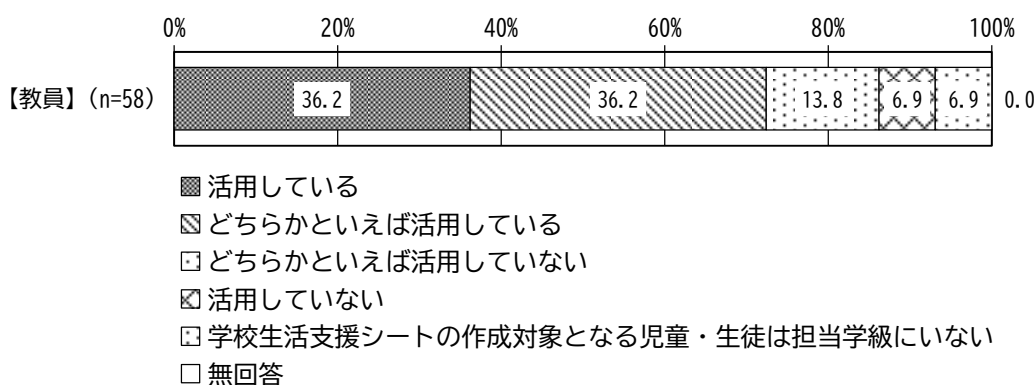
※学校生活支援シート：お子さんや保護者の希望を踏まえて、医療や相談窓口などの関係機関と連携して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫性のある支援を行う長期的な基本計画です。

「学校生活支援シート」が活用されていると思うかについて、『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）という回答は、特別支援学級【保護者】では53.1%、特別支援教室・難聴言語【保護者】では70.5%となっています。



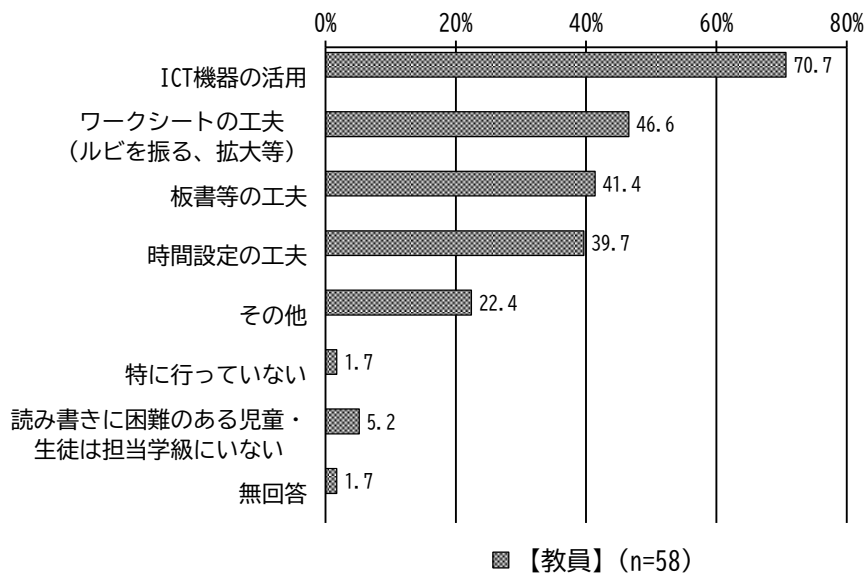
②【教員】「学校生活支援シート」の活用状況

「学校生活支援シート」を活用しているかについて、『活用している』（「活用している」＋「どちらかといえば活用している」）が72.4%となっています。



③【教員】読み書きに困難がある児童・生徒に対して行っている配慮

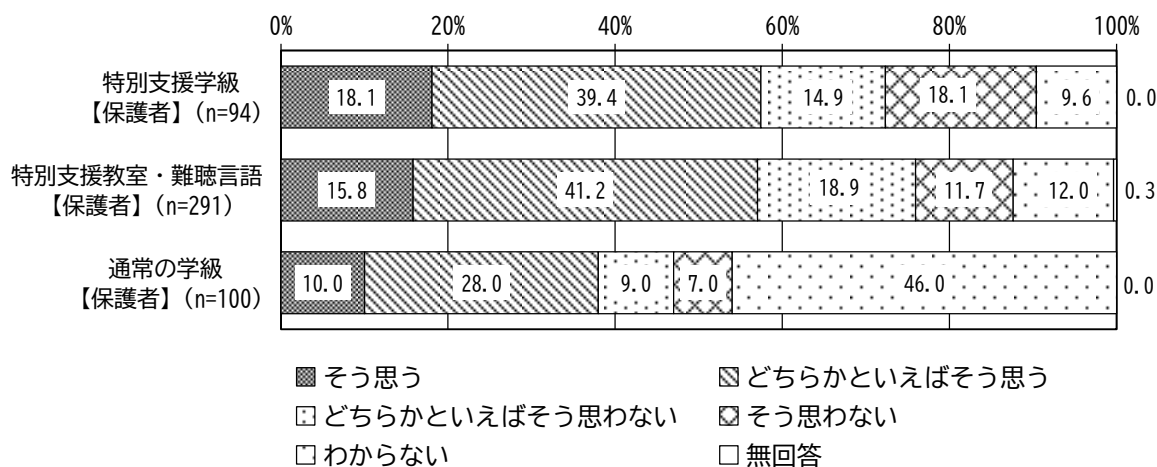
読み書きに困難がある児童・生徒にどのような配慮を行っているかについて、「ICT機器の活用」という回答が70.7%で最も多く、次いで「ワークシートの工夫（ルビを振る、拡大等）」が46.6%、「板書等の工夫」が41.4%となっています。



④【保護者】学校における合理的配慮(※)の理解・啓発の推進、対応

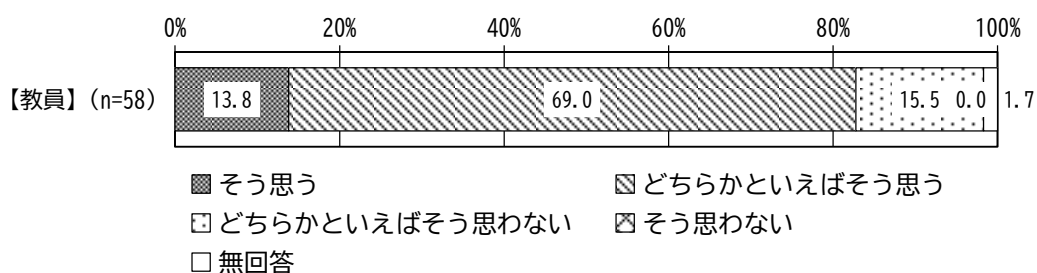
※合理的配慮：障がいによる学校での学習面や生活面での困難さを解消するために、必要に応じて提供される個別の配慮や支援（学校の負担になり過ぎない範囲）。

学校において、合理的配慮の理解・啓発の推進、対応ができていると感じるかについて、『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）という回答は、特別支援学級【保護者】では57.5%、特別支援教室・難聴言語【保護者】では57.0%、通常の学級【保護者】では38.0%となっています。



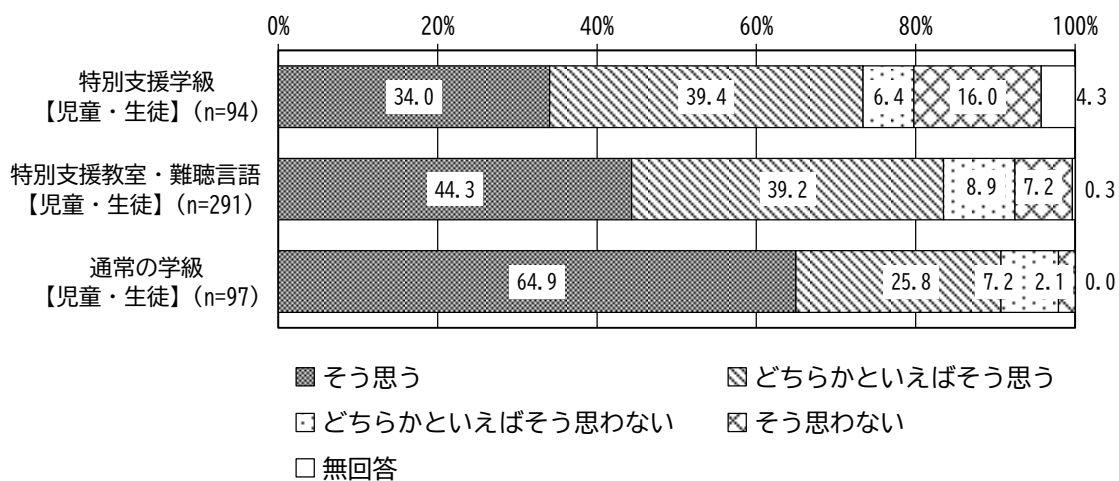
⑤【教員】 合理的配慮の理解・啓発の推進、対応の状況

合理的配慮の理解・啓発の推進、対応ができていると思うかについて、『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）が82.8%となっています。



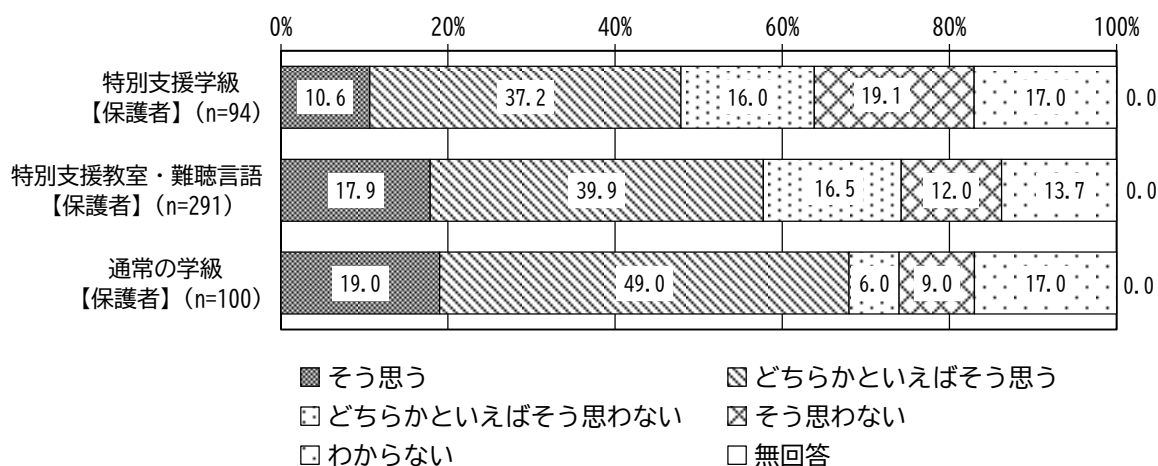
⑥【児童・生徒】 ICT機器を使った授業はわかりやすいか

ICT機器（学習者用端末や電子黒板など）を使った授業はわかりやすいと思うかについて、『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）という回答は、特別支援学級【児童・生徒】では73.4%、特別支援教室・難聴言語【児童・生徒】では83.5%、通常の学級【児童・生徒】では90.7%となっています。

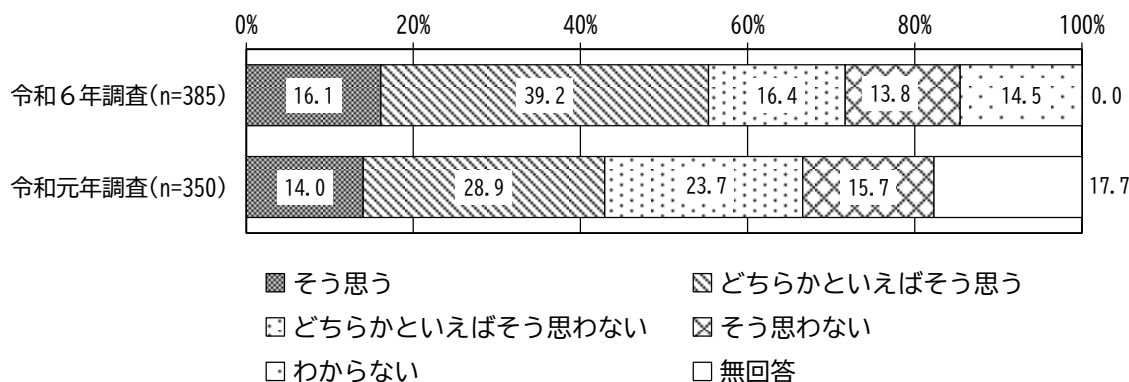


⑦【保護者】ICT機器を活用した授業や学習支援の充実

ICT機器（学習者用端末や電子黒板など）を活用した授業や学習支援が充実していると思うかについて、『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」という回答は、特別支援学級【保護者】では47.8%、特別支援教室・難聴言語【保護者】では57.8%、通常の学級【保護者】では68.0%となっています。



< 前回調査との比較 >



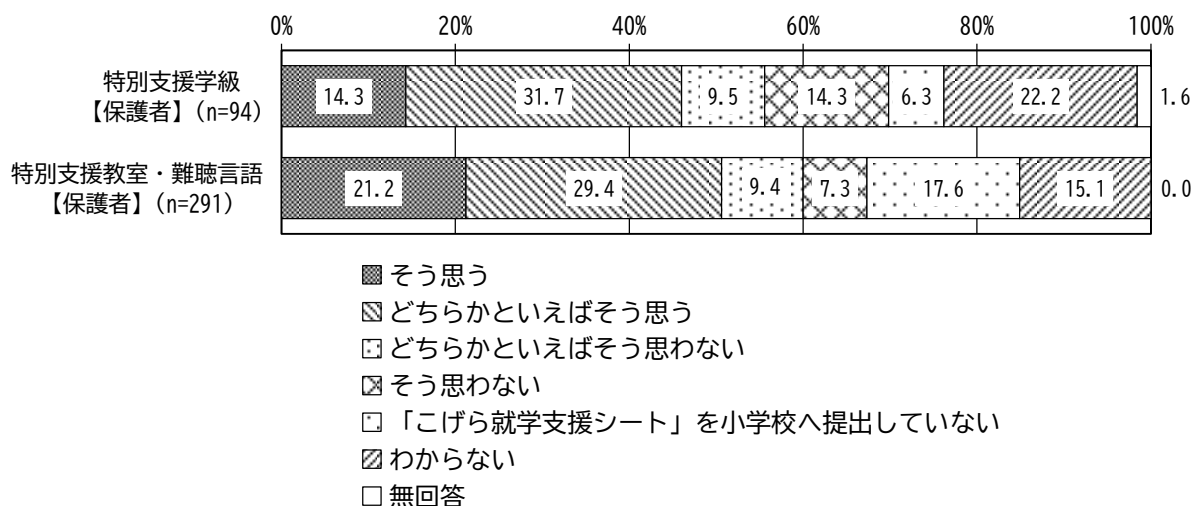
※回答の選択肢について、令和元年調査から令和6年度調査では、次のように改めました。「満足している」を「そう思う」、「少し満足している」を「どちらかといえばそう思う」、「あまり満足していない」を「どちらかといえばそう思わない」、「満足していない」を「そう思わない」。また、「わからない」は、令和6年調査から設けました。

※比較対象について、令和6年調査では、特別支援学級【保護者】と特別支援教室・難聴言語【保護者】の回答者数の合計を集計したもの、令和元年調査では、知的障がい固定学級【保護者】、情緒障がい等通級指導学級、特別支援教室【保護者】、難聴・言語障がい通級指導学級【保護者】の回答者数の合計を集計したものととなります。

⑧ 【保護者】「こげら就学支援シート」の活用に対する認識

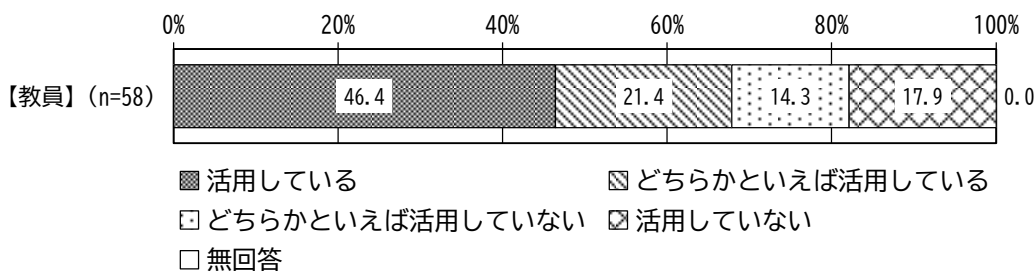
※こげら就学支援シート：小学校に入学する際に、家庭や幼稚園、保育園等におけるお子さんの様子や保育の様子、指導内容・方法の工夫や配慮などを小学校に引き継ぐための資料です。

「こげら就学支援シート」が活用されたと思うかについて、『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）という回答は、特別支援学級【保護者】では46.0%、特別支援教室・難聴言語【保護者】では50.6%となっています。



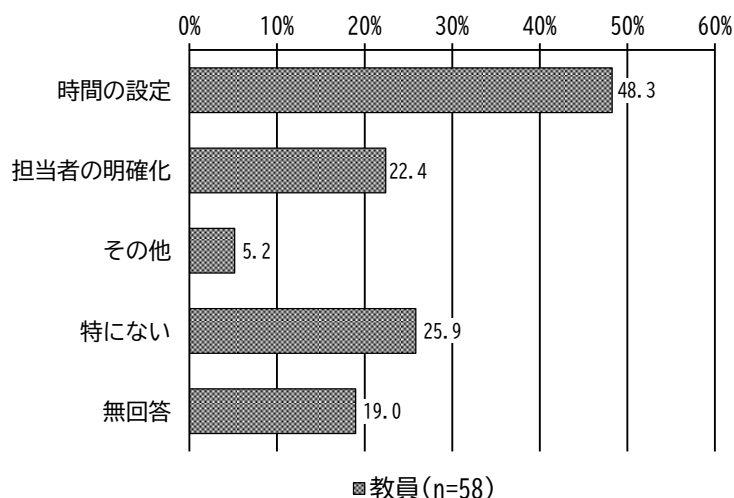
⑨ 【教員】「こげら就学支援シート」の活用状況（小学校低学年の担任教員のみ）

「こげら就学支援シート」を活用しているかについて、『活用している』（「活用している」＋「どちらかといえば活用している」）が67.8%となっています。



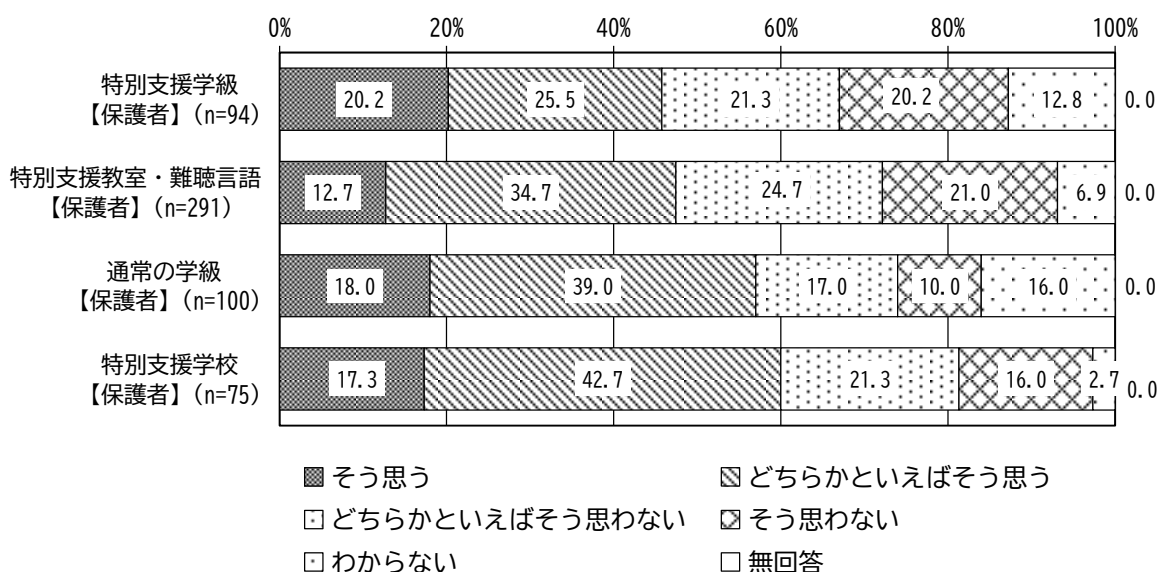
⑩【教員】放課後等デイサービスと連携や情報共有する上での課題

放課後等デイサービスと連携や情報共有する上での課題について、「時間の設定」が48.3%、「担当者の明確化」が22.4%となっています。一方、「特にない」は25.9%となっています。



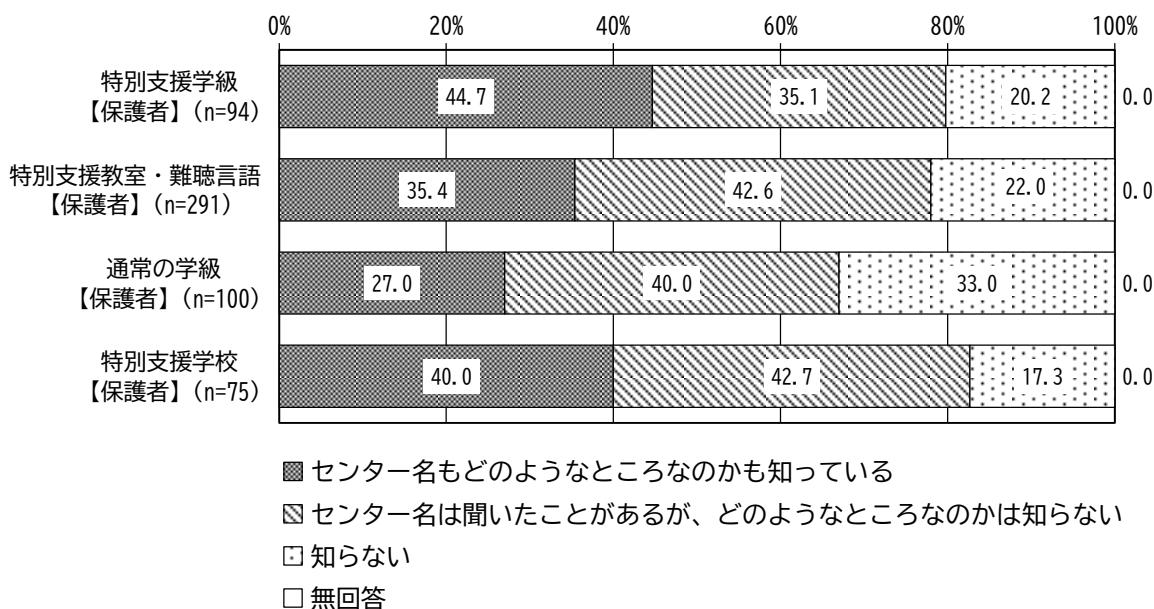
⑪【保護者】保護者の相談先の充足度

保護者の相談先は十分だと思うかについて、『そう思わない』(「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」という回答は、特別支援学級【保護者】では41.5%、特別支援教室・難聴言語【保護者】では45.7%、通常の学級【保護者】では27.0%、特別支援学校【保護者】では37.3%となっています。



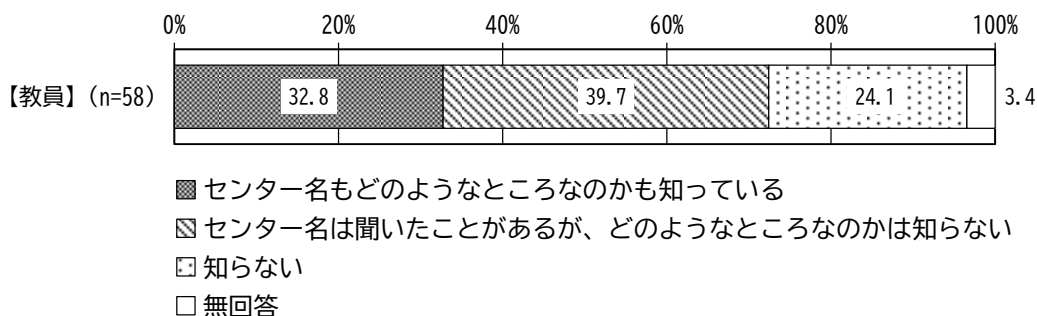
⑫【保護者】児童発達支援センターの認知度

「児童発達支援センター」がどのようなところか知っているかについて、「センター名もどのようなところなのかも知っている」という回答は、特別支援学級【保護者】では 44.7%、特別支援教室・難聴言語【保護者】では 35.4%、通常の学級【保護者】では 27.0%、特別支援学校【保護者】では 40.0%となっています。



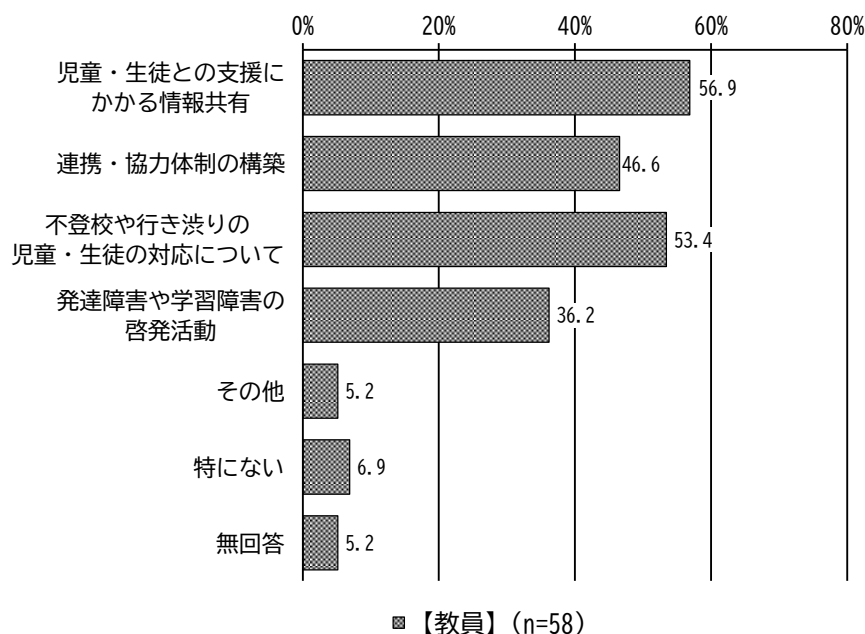
⑬【教員】児童発達支援センターの認知度

「児童発達支援センター」がどのようなところか知っているかについて、「センター名もどのようなところなのかも知っている」という回答が 32.8%、「センター名は聞いたことがあるが、どのようなところなのかは知らない」が 39.7%、「知らない」が 24.1%となっています。



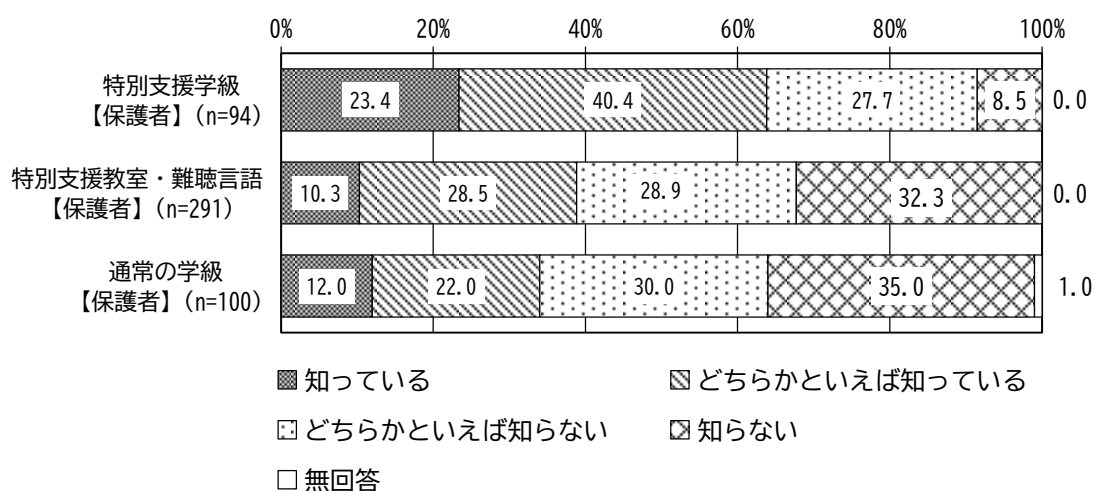
⑭【教員】特別支援教育を推進するにあたり、学校と児童発達支援センターの関係に期待するもの

学校と児童発達支援センターとの関係に期待するものについて、「児童・生徒との支援にかかる情報共有」(56.9%)と「不登校や行き渋りの児童・生徒の対応について」(53.4%)が5割以上となっています。



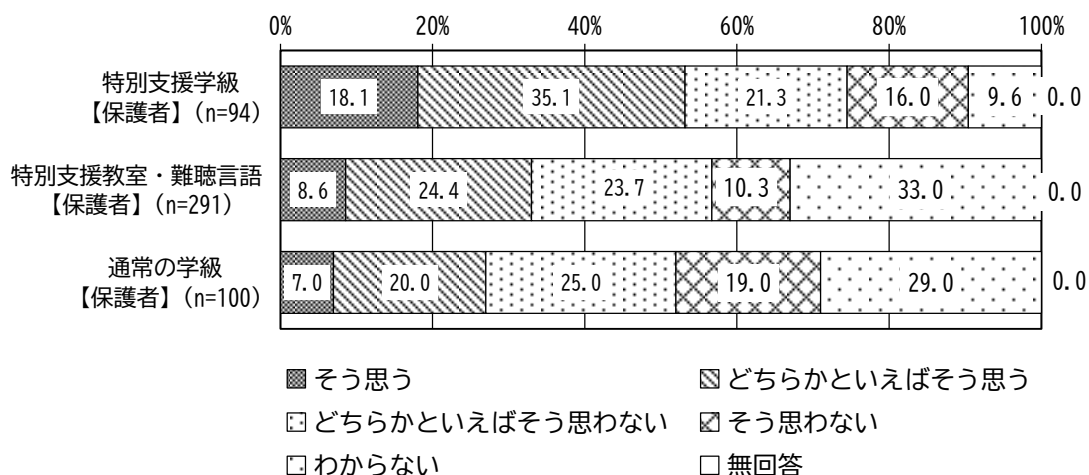
⑮【保護者】学校で行われている交流及び共同学習の取組内容の認知度

学校で行われている交流及び共同学習の取組内容について、『知っている』(「知っている」+「どちらかといえば知っている」という回答は、特別支援学級【保護者】では 63.8%、特別支援教室・難聴言語【保護者】では 38.8%、通常の学級【保護者】では 34.0%となっています。



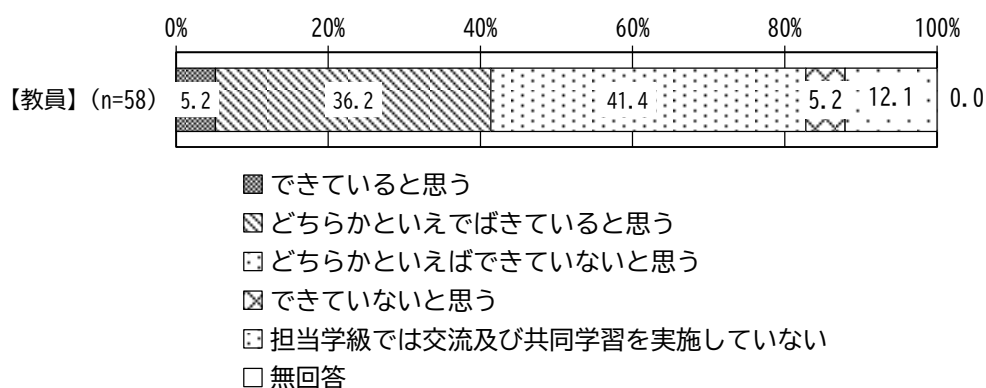
⑩【保護者】 交流及び共同学習の取組についての学校からの情報発信

交流及び共同学習の取組について、学校からの情報発信がされていると思うかについて、『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）という回答は、特別支援学級【保護者】では53.2%、特別支援教室・難聴言語【保護者】では33.0%、通常の学級【保護者】では27.0%となっています。



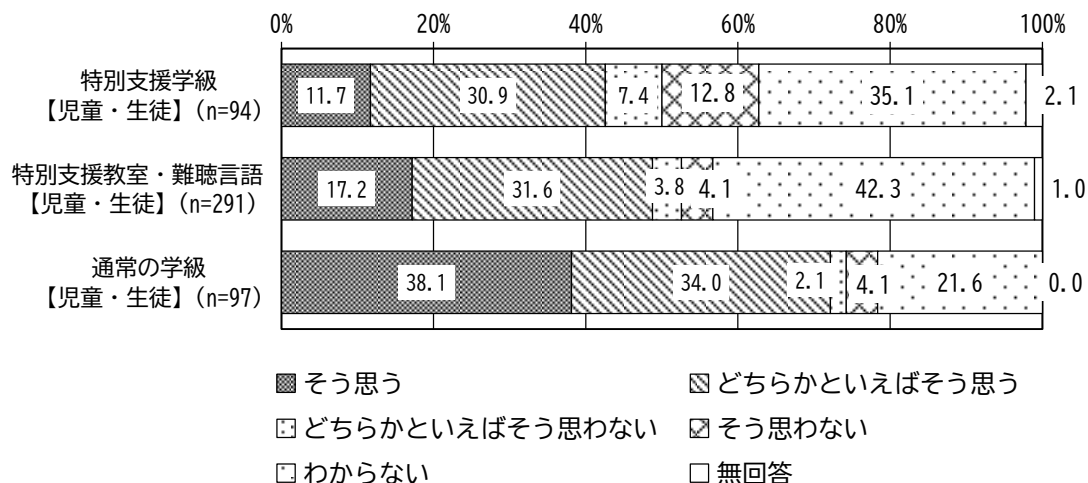
⑪【教員】 交流及び共同学習の取組についての保護者に対する情報発信

交流及び共同学習の取組について、保護者に対して情報発信ができていると思うかについて、『できていると思う』（「できていると思う」＋「どちらかといえばできていると思う」）と回答した【教員】は41.4%となっています。



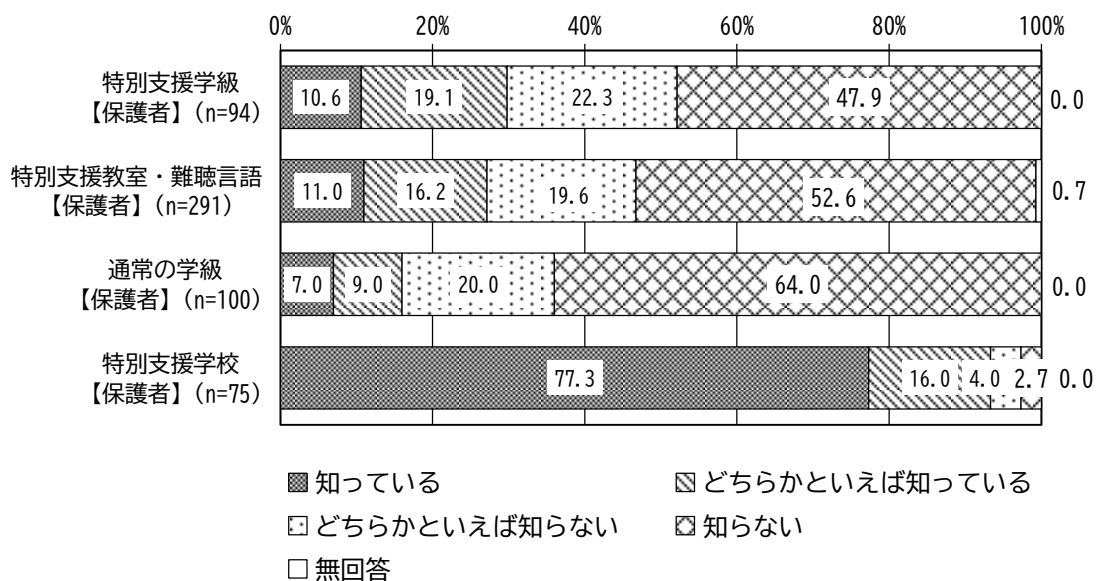
⑱ 【児童・生徒】 交流及び共同学習を通じて、互いを知ることができたか

交流及び共同学習を通じて、互いを知ることができたと思うかについて、『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」という回答は、特別支援学級【児童・生徒】では42.6%、特別支援教室・難聴言語【児童・生徒】では48.8%、通常の学級【児童・生徒】では72.1%となっています。



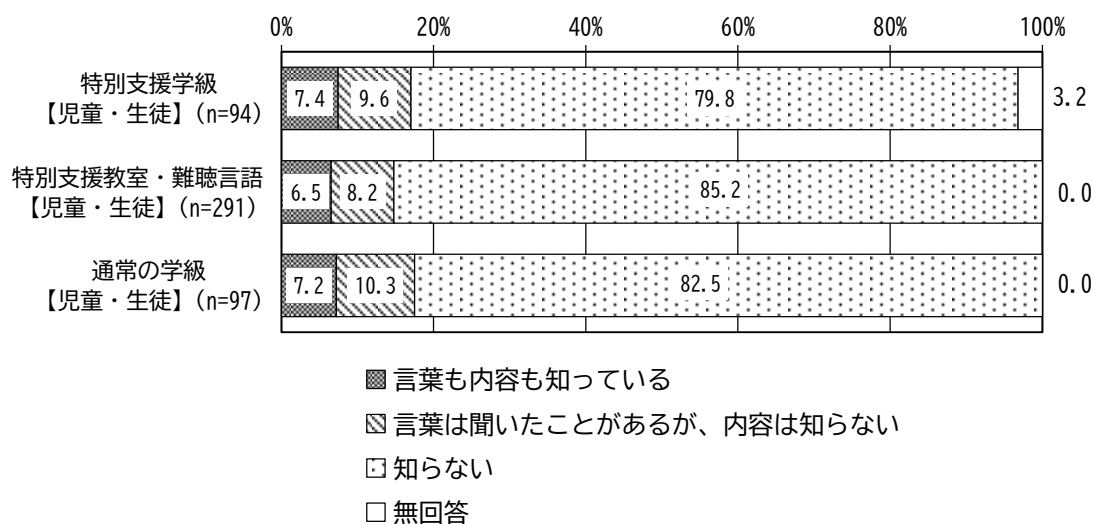
⑲ 【保護者】 学校で行われている副籍交流の取組内容についての認知度

学校で行われている副籍交流の取組内容について知っているかについて、『知っている』（「知っている」＋「どちらかといえば知っている」という回答は、特別支援学校【保護者】では93.3%と多くなっていますが、特別支援学級【保護者】では29.7%、特別支援教室・難聴言語【保護者】では27.2%、通常の学級【保護者】では16.0%にとどまっています。



⑳ 【児童・生徒】 副籍交流とはどのようなものか知っているか

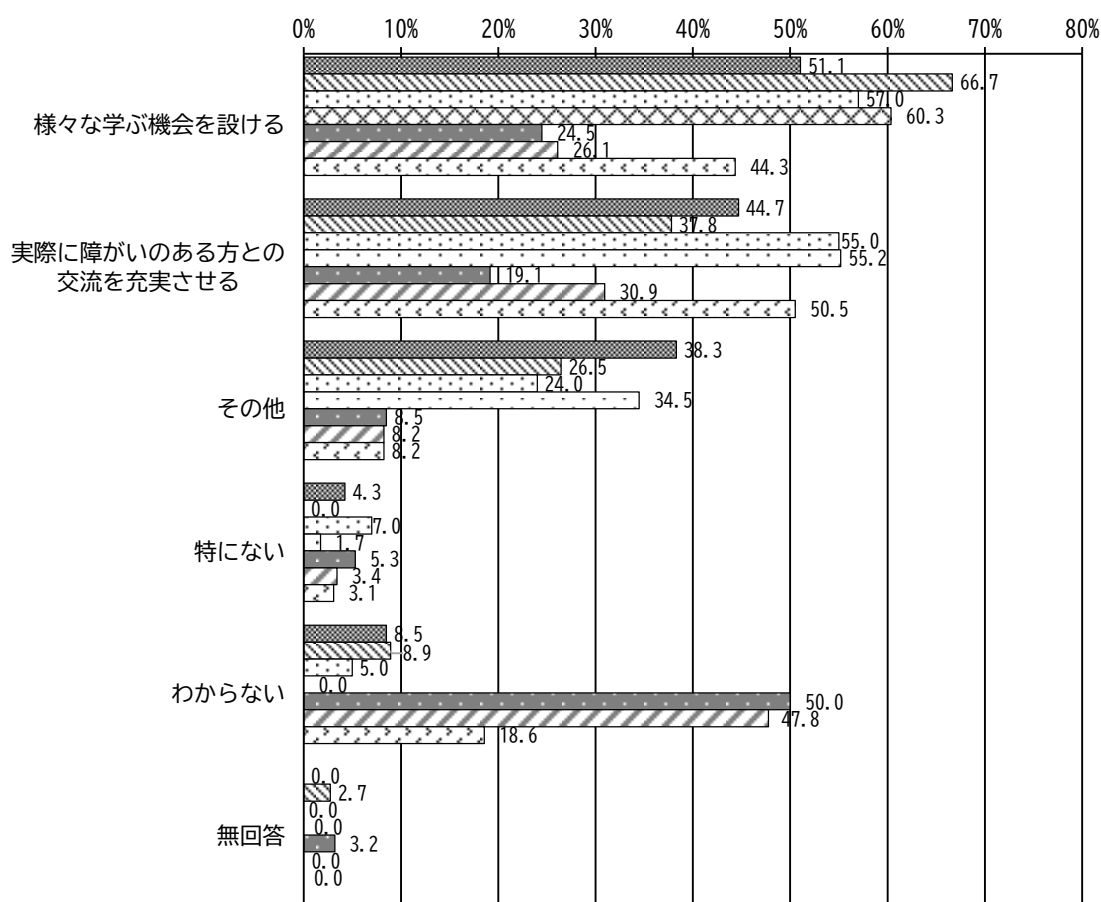
副籍交流とはどのようなものか知っているかについて、「知らない」という回答が、特別支援学級【児童・生徒】では 79.8%、特別支援教室・難聴言語【児童・生徒】では 85.2%、通常の学級【児童・生徒】では 82.5%と多くなっています。



②【保護者】【教員】【児童・生徒】障がいのある子とない子が同じ教室で学ぶために必要なこと

障がいのある子とない子が同じ教室で学ぶために必要だと思うことについて、「様々な学ぶ機会を設ける」という回答は、特別支援学級【保護者】(51.1%)、特別支援教室・難聴言語【保護者】(66.7%)、通常学級【保護者】(57.0%)、【教員】(60.3%)で5割以上となっています。

また、「実際に障がいのある方との交流を充実させる」という回答は、通常学級【保護者】(55.0%)、【教員】(55.2%)、通常学級【児童・生徒】(50.5%)で5割以上となっています。



- 特別支援学級【保護者】(n=94)
- ▨ 特別支援教室・難聴言語【保護者】(n=291)
- 通常学級【保護者】(n=100)
- 【教員】(n=58)
- 特別支援学級【児童・生徒】(n=94)
- ▨ 特別支援教室・難聴言語【児童・生徒】(n=291)
- 通常学級【児童・生徒】(n=97)

(3) 調査結果総括

- 学校において、「学校生活支援シート」や「こげら就学支援シート」をより一層活用するとともに、個々の児童・生徒の状況に応じた支援が行われていることを保護者とのコミュニケーションを通じて伝えていくことなどが求められます。
- 学校における合理的配慮の理解・啓発の推進、対応などについて、保護者との合意形成に向けて、説明を充実していくことが求められます。
- ICT機器の活用について、児童・生徒の学習支援において有効であることがわかりました。これについては、令和2年度にすべての児童・生徒に学習用端末を配備し授業改善に取り組んできたことが影響していると思われます。特別支援学級等におけるICT機器を活用した授業改善をより一層進める必要があります。
- 相談先・関係機関について、保護者がこどもの発達のことと相談する先として、また、学校が連携する先として、児童発達支援センターは重要な機関であるため、どのような機能を有しているのかなどについて、周知を図っていく必要があります。
- 交流及び共同学習について、学校においてどのような取組がされているか、保護者に対しての情報発信を充実していく必要があります。
- 交流及び共同学習の結果、特に通常の学級の児童・生徒に相互理解の効果が表れています。
- 副籍交流について、障害のある子とない子が交流を通じて相互理解が図られるよう、取組を充実していく必要があります。

3 施策ごとの現状（成果）と課題

《基本指針1 ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備》

基本指針1-1 早期発見・早期支援の充実

①乳幼児健康診査等

- ・集団健診を行い、発育・発達の確認と、疾病等の早期発見を図り、その保護者に適切な保健指導や、心理相談を実施することにより、乳幼児の健全な育成に努めます。乳幼児健康診査実施後、発達の心配のある乳幼児の保護者に対して、乳幼児心理発達相談、発達健康診査につなげて、経過観察を実施するとともに、必要に応じて療育機関を紹介します。
- ・乳幼児健康診査の心理相談実施後、発達の遅れなどで経過観察が必要な乳幼児とその保護者を対象に、心理相談員による個別相談を実施します。個別相談において集団による経過観察が望ましいと判断された親子に対し、こどもの成長・発達を促すこと、保護者の育児不安に対する支援を目的として、集団指導を行います。

《個別相談》

《集団指導：ひよこグループ（対象：2歳～3歳1か月の幼児とその保護者等）》

《集団指導：こぐまグループ（対象：3歳以上の幼児とその保護者等）》

【健康診査受診者数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3～4か月児健康診査					
実施回数	22回	24回	24回	24回	24回
受診者数	1,503人	1,268人	1,313人	1,239人	1,172人
受診率	96.9%	97.8%	96.8%	98.8%	97.8%
6～7か月児健康診査					
受診者数	1,468人	1,307人	1,257人	1,272人	1,196人
9～10か月児健康診査					
受診者数	1,481人	1,336人	1,281人	1,302人	1,216人
1歳6か月児健康診査					
実施回数	22回	24回	24回	24回	24回
受診者数	1,457人	1,462人	1,384人	1,524人	1,400人
受診率	98.8%	96.6%	97.1%	97.7%	98.9%
3歳児健康診査					
実施回数	18回	24回	24回	24回	24回
受診者数	1,188人	1,654人	1,680人	1,710人	1,511人
受診率	90.5%	97.0%	98.4%	99.3%	99.6%

【心理発達相談】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個別相談					
3歳未満実人数	147人	182人	147人	147人	169人
〃 延べ人数	198人	249人	198人	198人	224人
3歳以上実人数	112人	117人	112人	112人	120人
〃 延べ人数	180人	172人	180人	180人	161人
集団指導（ひよこ遊びの会）					
実施回数	実施なし	8回	12回	12回	12回
実人数		38人	46人	36人	58人
延べ人数		73人	80人	82人	141人
集団指導（ひよこグループ）					
実施回数	22回	19回	24回	24回	24回
実人数	42人	54人	51人	44人	39人
延べ人数	128人	148人	166人	134人	148人
集団指導（こぐまグループ）					
実施回数	17回	11回	14回	15回	15回
実人数	14人	12人	16人	14人	14人
延べ人数	131人	65人	103人	88人	64人

<現状（成果）と課題> ○：現状（成果） ■：課題（以下同様）

○乳幼児健康診査の受診率は、高い水準で推移しています。時代の移り変わりによる育児環境の変化を捉え、乳幼児健康診査においては、ポピュレーションアプローチとして予防的な視点で健康教育、保健指導を実施しました。

○乳幼児健康診査の実施後、経過観察が必要な乳幼児と保護者を対象に、心理相談員による個別相談を実施しました。

また、個別相談後に、こどもの発達及び保護者への育児に対する支援を目的として、集団指導を行いました。集団指導の対象年齢については、参加人数や効果を評価し、毎年見直しを行っています。1歳6か月児健康診査時に、集団指導が必要と判断される乳幼児が増えてきたこと、年齢に合わせた効果的な指導が必要なことから、ひよこグループより低い年齢層を対象とした集団指導（ひよこ遊びの会）も実施しています。

■発育発達で課題がある乳幼児の早期発見、支援が必要な保護者に対する効果的なアプローチのため、関係機関等が共有し、繋ぐための体制づくりを行う必要があります。

発達課題がある幼児がスムーズに就学に繋がるよう、切れ目ない支援を行う必要があります。

■児童発達支援センターの設置による相談先の明確化、民間の療育機関の増加による経過観察指導後の利用先の広がりなど、効果的な変化がある一方で、保護者がこどもの発達課題に気づき、対応や関わり方を学ぶ機会として、集団指導の意義は大きいと考えられます。

②児童発達支援センターの設置及び発達支援相談の実施【重点事業】

- ・障害者福祉センター（たいよう福祉センター）に、発達支援相談拠点の機能を併せもつ

児童発達支援センターの設置を、令和4年度を目途に進めます。

児童発達支援センターは、発達の気になるこどもや家族の支援を行う地域の中核的な役割を担い、併せて、発達を支援するための窓口を設置します。

児童発達支援センターでは相談窓口から専門的な支援へつないでいく発達支援を展開するとともに、教育委員会等の関係機関と連携し、こどものライフステージに応じた継続的な支援の提供体制の構築を目指していきます。

<現状（成果）と課題>

○令和4年4月に障害者福祉センター（たいよう福祉センター）に児童発達支援センターを開設し、こどもの発達に関する相談窓口の運営を行っています。

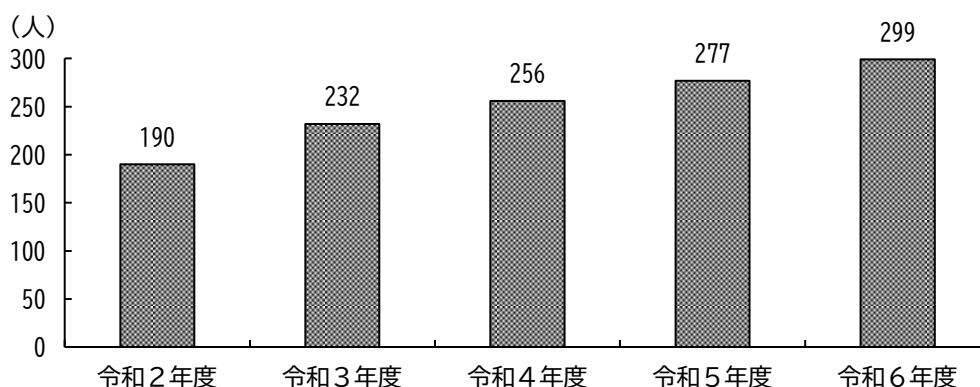
■発達支援相談のうち、発達支援専門相談件数が増加傾向にあることから心理士の必要性が高まっています。今後、心理士の増員を図り、専門相談については、心理に関する継続しやすい相談体制を構築していきます。

また、相談件数が増えていることに伴い、他の支援機関等における、相談を始めとした早期療育に早い段階でつながるよう、連携体制の強化を進める必要があります。

③児童発達支援等

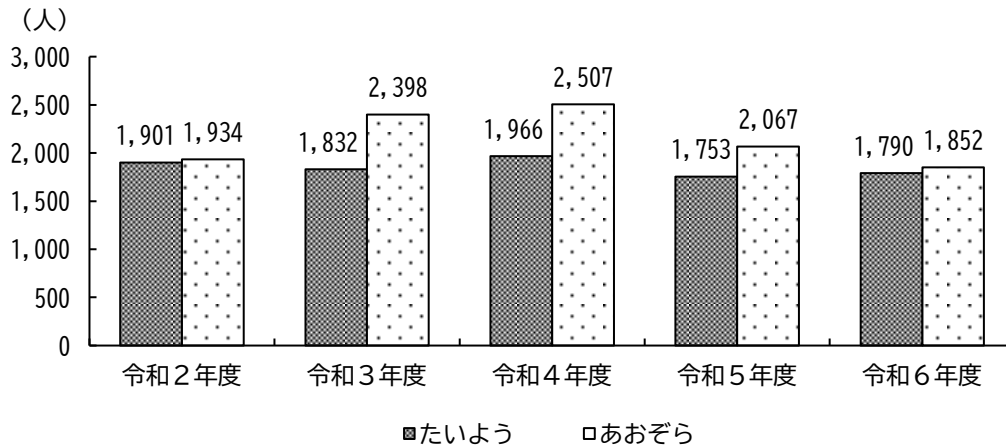
- 児童発達支援では、未就学の障がい児（発達障がい児や療育の必要性が認められた児童を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得及び集団生活への適応訓練を行っています。

【児童発達支援の利用者数】



- 障害者福祉センター（たいよう福祉センター）、あおぞら福祉センターにおいて、ことばやコミュニケーションに不安のある児童、またはその家族を対象に、言語聴覚士による個別相談や個別訓練・グループ訓練を行います。

【言語相談訓練の延べ利用者数】



<現状（成果）と課題>

- 児童発達支援は、利用者の増加に伴い、これに対する支援体制の構築が求められています。
- 言語相談訓練については、多くの利用希望に伴って、待機者が発生している状況があります。言語聴覚士等のスタッフや訓練を実施する施設の確保が課題となっています。

基本指針 1-2 認定こども園、幼稚園、保育園での活動支援

①巡回相談事業

- ・ 言語聴覚士、臨床発達心理士などの相談員が市内の認定こども園、幼稚園教諭や保育士に対して、園児の発達等に関する

巡回相談 R6 年度実績修正
 ・ 公立保育園延べ件数 108 件
 ・ 私立保育園実施園数 37 園

【巡回相談事業実施状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立保育園					
延べ件数	109件	109件	109件	104件	121件
実施園数	9園	9園	9園	9園	9園
私立保育園					
延べ件数	327件	328件	362件	311件	316件
実施園数	37園	37園	40園	37園	36園
私立幼稚園					
延べ件数	117件	139件	107件	89件	75件
実施園数	14園	14園	12園	12園	11園

<現状（成果）と課題>

- 相談回数を重ねることで、幼稚園教諭や保育士等の対応力が向上し、支援の必要な園児の早期発見や、園児に対する適切な支援につながっています。

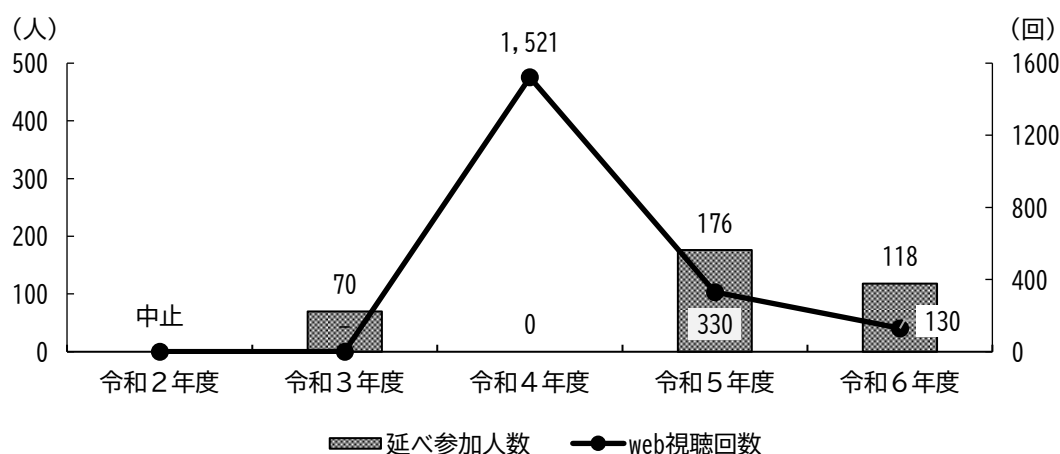
面談を希望する保護者に対しては、相談員との面談を実施し、家庭での保育に対する助言や、園児が園で健やかに過ごすための認識の共有や理解の促進を図りました。

- 支援が必要な園児が多様化しており、専門的知見に基づく助言・指導の必要性が高まっています。保護者支援も含め、それらに対応できる知識・経験を有する相談員の確保が課題です。

②幼稚園教諭、保育士への障がい理解研修

- 幼稚園教諭、保育士に対し、特別支援教育への理解・啓発及び指導力の向上について学ぶ機会を設定します。(全6回)

【研修への延べ参加人数及び web 視聴回数】



<現状（成果）と課題>

- 幼稚園教諭、保育士を対象として、児童の発達支援に資する研修を行っています。
令和4年度は web での動画配信のみの開催でしたが、令和5年度からは対面と動画配信の両方で研修を行っています。

この研修によって、幼稚園教諭、保育士の特別支援教育への理解が深まり、指導力の向上につながっています。

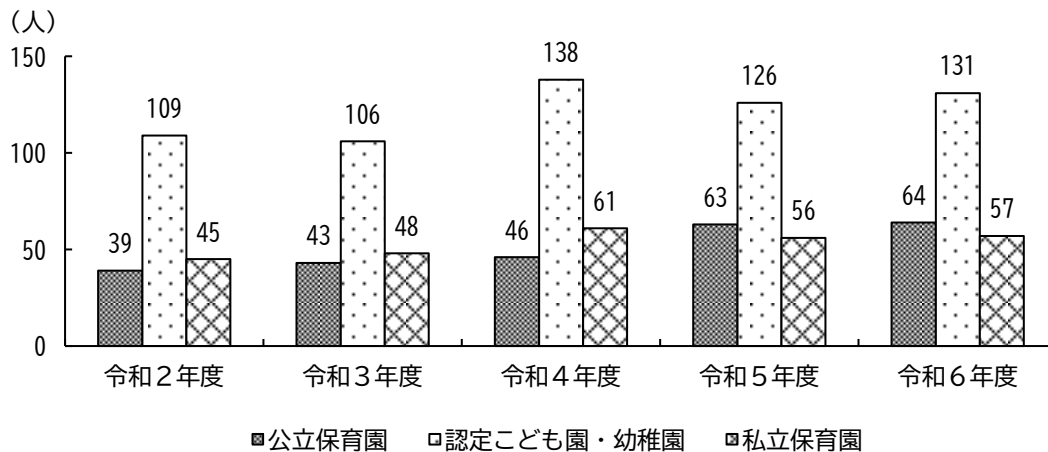
- 小平市内の幼稚園教諭、保育士の参加促進が必要です。

③障がい児の教育・保育の充実

- ・認定こども園、幼稚園、保育園等で、障がいに配慮した幼児教育や保育の実施に向けた支援を行います。

その他の園児に対して障がい理解や共に育ち合うための教育、保育の充実を図ります。

【支援対象園児数】



<現状（成果）と課題>

- 障がい配慮した保育に努めるとともに、特別支援教育への理解・啓発及び指導力の向上について学ぶ研修を年6回実施し、必要な知識の習得、指導力の向上を図りました。
- 入園説明会等、さまざまな機会を捉え、園児や保護者の障がいに対する理解促進を図りました。
- 配慮が必要な園児には公立保育園では会計年度任用職員（アシスタント職）を配置し、認定こども園、幼稚園、私立保育園に対しては、必要な経費の支援を行いました。
- 支援が必要な園児が増加傾向にあり、対応する保育士の確保が困難となっています。保護者の理解が得られないことで、園児が健やかに過ごすために必要な支援が困難になってしまう場合があり、園児本人や保護者の気持ちに寄り添った対応が必要です。

基本指針 1 - 3 学校における特別支援教育体制の充実

（1）支援体制の充実及び専門性の向上

①教育課程における特別支援教育の推進

- ・小学校及び中学校学習指導要領において、児童・生徒の障がいの状態等に応じた指導の工夫について示されたことを踏まえて、将来、児童・生徒が自分らしい生き方を実現できるように、個々の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行います。また、障がいの有無にかかわらず、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について理解し、教育活動に取り組んでいきます。

<現状（成果）と課題>

- 職層に応じた研修を計画し、障がいの状態等に応じた指導の工夫や児童・生徒の理解に基づいた指導の工夫等をテーマに研修を実施しました。学校では、計画的に特別支援教

育に関する校内研修を実施し、全ての教職員が特別な支援を要する児童・生徒への指導について、理解を深めました。

- 特別支援学級や通級指導・特別支援教室だけでなく、通常の学級を含めた様々な特性のある児童・生徒には、個々に応じた配慮や支援が必要となり、校内のOJTや教育委員会による研修だけに留まらず、より一層専門性の向上を図っていく必要があります。

②校内委員会の充実

- 校内委員会を設置し、校長のリーダーシップの下、児童・生徒の実態把握及び課題把握、効果的な指導方法等について検討を行い、在籍学級担任だけでなく、学校組織として一人一人の児童・生徒のニーズに合わせた支援を行います。
また、巡回相談員による助言等を効果的に活用し、特別な支援を必要とする児童・生徒の支援方法を共通理解できるよう、校内委員会を充実させ、児童・生徒や保護者を継続的に支援します。

<現状（成果）と課題>

- 校長、副校長、特別支援教育コーディネーター、担任、学年主任、養護教諭、生活指導主任、スクールカウンセラー等、各校の実態に応じて校内委員会を設定し、定期的に支援や配慮の必要な児童・生徒及びその保護者への支援の進め方について検討しました。
- 校内委員会の実施について、学校ごとの開催回数に差があるため、校内委員会の効果的な運用について周知していく必要があります。

③学校生活支援シート、個別指導計画の作成と活用【重点事業】

- 特別支援教育に関わる情報を適切に共有し、支援できるように、小平市立学校用の統一書式を改善するとともに、シートの教員向け活用の手引を作成します。

<現状（成果）と課題>

- 令和5年度に小平統一書式を一部改訂するとともに、学校生活支援シートの作成について趣旨や作成手順、活用方法等を周知するために、教員向け手引きを作成し、特別支援コーディネーター連絡会を通じて、市立小・中学校に周知しました。
- 学校生活支援シートと個別指導計画の作成で留まり、指導に生かす段階に至っていないケースがあるため、これらの計画を実用的な計画として活用していくことが課題です。

【個別指導計画の作成数】

特別支援学級

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
作成件数	247件	249件	251件	252件	288件
在籍人数	247人	249人	251人	252人	288人
作成率	100%	100%	100%	100%	100%

特別支援教室・通級指導学級

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
作成件数	546件	599件	690件	739件	711件
在籍人数	546人	599人	690人	739人	711人
作成率	100%	100%	100%	100%	100%

個別指導計画の作成数（通常の学級）

※特別支援教室等での特別な指導を受けていない児童・生徒

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
作成件数	382件	214件	120件	137件	135件

【学校生活支援シートの作成数】

特別支援学級

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
作成件数	247件	599件	251件	252件	288件
在籍人数	247人	599人	251人	252人	288人
作成率	100%	100%	100%	100%	100%

学校生活支援シートの作成数（特別支援教室・通級指導学級）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
作成件数	546件	249件	690件	739件	711件
在籍人数	546人	249人	690人	739人	711人
作成率	100%	100%	100%	100%	100%

学校生活支援シートの作成数（通常の学級）

※特別支援教室等での特別な指導を受けていない児童・生徒

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
作成件数	319件	298件	271件	187件	165件

④授業のユニバーサルデザイン化の推進

- 全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業を行うために、授業改善の視点に「授業のねらいや活動の見通しの提示」「視覚化等による情報伝達の工夫」「刺激の少ない教室前面の環境整備」等を徹底し、授業のユニバーサルデザイン化を一層進めます。

<現状（成果）と課題>

- 指導主事の学校訪問や会議等の機会を捉えて、ユニバーサルデザイン化の推進のため、

指導・助言を行いました。また、小・中連携教育の全校共通の取組として、徹底を図りました。

- 「こいだらこれだけは」については、新たに配属になった教員に対し周知・徹底を図る必要があります。また、児童・生徒の学び方も学習者用端末の導入により変わってきているため、内容を見直していく必要があります。

⑤読み書きに困難のある児童・生徒の指導の充実【重点事業】

- ・PC端末を活用するなどして、読み書きに困難のある児童・生徒一人一人の状態に応じた適切な指導と支援の充実を図ります。学習障がい（LD）等の学習面での困難さがある児童・生徒への指導方法やアセスメントの理解を深める研修を教員へ行います。また、児童・生徒の学習の「つまずき」の状況を把握するための「読み書きアセスメント」等の活用を研究します。

<現状（成果）と課題>

- 特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会において、読み書きに困難のある児童・生徒への指導をテーマに講師を招いたり、協議を行ったりしました。また、令和5年度からデジター教科書を教育委員会で一括申請し、読み書きに困難のある児童・生徒への指導に活用しました。
- デジター教科書の活用が広がってきているが、好事例を紹介するなどして、より一層デジター教科書の効果的な活用について周知していく必要があります。

⑥合理的配慮の理解・啓発の推進、対応【重点事業】

- ・教職員をはじめ、保護者・地域への「合理的配慮」について理解を深めたり、広げたりすることを推進します。学校及び担任等は、保護者や児童・生徒の要望を基に、その実施に伴う負担が過重でないときは、一人一人のニーズに合わせた対応をしていきます。また、申出があった方法では対応が難しい場合でも、建設的な対話を通じて、代替措置の選択も含め、柔軟に対応します。

<現状（成果）と課題>

- 教職員を対象とした教育委員会主催の研修会の実施や、特別支援教育に関する保護者向けリーフレットの配布を通して「合理的配慮」の理解を深めたり、広げたりした。また、各学校において、児童・生徒の発達の段階を顧慮しつつ可能な限り児童・生徒、保護者のニーズに応じた配慮を行っております。
- 施設面では、児童・生徒の実態に応じて合理的配慮の考え方を踏まえた対応を行い、学校と連携しながら、必要に応じて階段に手すりの設置等を行いました。
- 特別な配慮を必要とする児童・生徒への支援をより一層充実させるため、特別支援教育や合理的配慮に関する理解を一層深めていく必要があります。

(2) 施設・設備等

①多様な学びの場の充実

- ・知的障がい学級（固定制）を小学校6校、中学校5校に設置しています。特別支援教室は小学校19校全校に設置しており、中学校においても令和3年度に8校全校に設置が完了する予定です。難聴・言語障がい学級（通級制）は、小学校に1校設置しています。特別支援学級の設置は、児童・生徒数などに応じて対応します。自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置については、他自治体の実践例等の研究を進めます。

<現状（成果）と課題>

- 特別支援教室は、令和3年度までに27校全ての小・中学校設置が完了しました。また、自閉症・情緒障がい特別支援学級については、他自治体の実践例等の研究を進め、令和6年度に小平第四小学校に設置するとともに、切れ目のない支援の観点から、令和7年度に小平第二中学校に設置し、指導を開始しました。
- 知的障がい特別支援学級の児童・生徒数は高止まりの傾向にありますが、年度や地域により人数の偏りがあります。自閉症・情緒障がい特別支援学級については、新たな学級の安定、充実した運営の実現に努めるとともに、個々の児童・生徒及び保護者の教育的ニーズの状況に注視していく必要があります。

②教育施設のユニバーサルデザイン化の推進

- ・児童・生徒の障がいの状態や教育的ニーズを踏まえて、施設・設備等の環境整備を行います。

<現状（成果）と課題>

- 令和4年度に小平第八小学校の増築工事でエレベーターを設置したことにより、すべての小・中学校への設置が完了しました。また、多機能トイレについては小・中学校27校中26校での設置を完了しました。
- 多機能トイレが設置されていない小平第三中学校について機会をとらえて整備を進めていきます。

③ICT機器の拡充による学習支援【重点事業】

- ・ICTの活用は、認知処理の偏り等を補ったり、注意や集中を高めたりすることができ、特別な支援を必要とする児童・生徒の学習上の困難を改善する効果があります。児童・生徒に1人1台配備するPC端末を活用した効果的な授業の進め方や学習支援の取組について、教員が情報共有し授業や取組の改善につなげます。また、国や都の動向を踏まえながら、学習者用デジタル教科書及びデジタル教材の導入について研究します。

<現状（成果）と課題>

○読み書きに困難のある児童・生徒への指導及び支援の充実を図るために、特別支援教育コーディネーターを対象にデイジー教科書の活用についての研修を行いました。また、すでにデイジー教科書を活用している学校から実践報告を行いました。

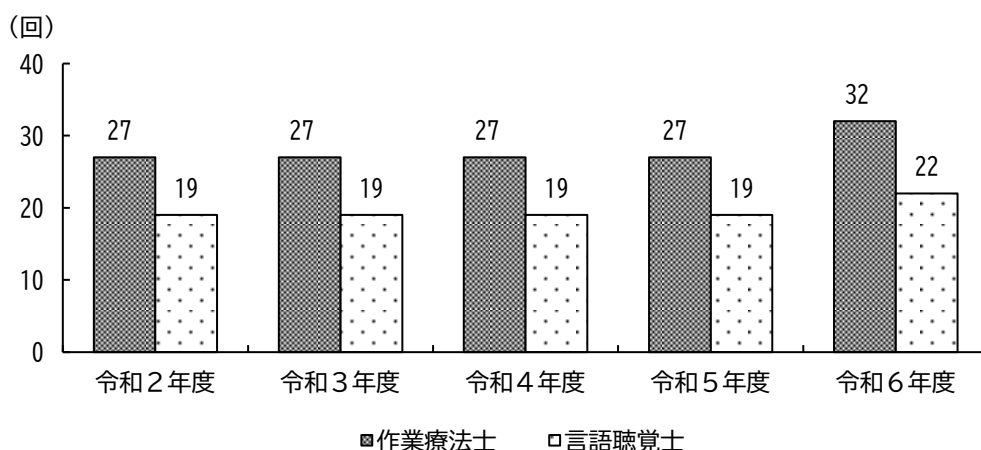
■デイジー教科書の活用については、効果的な活用について積極的に周知していく必要があります。

（3）多様な人材による支援体制

①心理士、作業療法士、言語聴覚士による巡回相談

・作業療法士、言語聴覚士の巡回相談員が、各学校を巡回し、担任や特別支援教育コーディネーター等に、児童・生徒の個別ニーズの把握や支援の内容・方法について、相談、助言を行います。

【巡回相談実施回数】



<現状（成果）と課題>

○市立小・中学校の希望回数に応じて、作業療法士、言語聴覚士による巡回相談を実施し、発達障がい等の児童・生徒の支援策について、対応方法の助言を行いました。

■令和6年度に小学校、令和7年度に中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を設置し、作業療法士による専門的な観点による支援が求められています。また、言語聴覚士について、人材を確保するとともに巡回相談回数を増やす必要があります。

②学習補助員の配置

・児童・生徒の学校生活や学習指導の支援等に携わる職（介助員、特別支援教育支援員、プール指導補助員、ティーチング・アシスタント）を整理・統合し、学習補助員を配置します。職を整理・統合し、より充実した支援体制を再構築することで、中学校の知的障がい学級（固定制）や肢体不自由児童・生徒等への支援を充実します。

<現状（成果）と課題>

○令和3年度から各職種を学習補助員に統合し、中学校の知的障がい特別支援学級への学習補助員の配置、肢体不自由児童・生徒への週5日の配置が可能となりました。

令和4年度からは、東京都の補助金を活用して小学校の学習補助員配置時間数を拡充しています。令和6年度、令和7年度に開設された自閉症・情緒障がい特別支援学級にも学習補助員を配置しました。

また、学習補助員の資質向上のため、年3回の研修を開催しています。

■配置時間数は拡充しているものの、支援が必要な児童・生徒数も増加している状況があります。

肢体不自由児童・生徒の状態（同性介助の希望、身体の大きさ等）によっては、学習補助員従事者の確保が困難となっています。

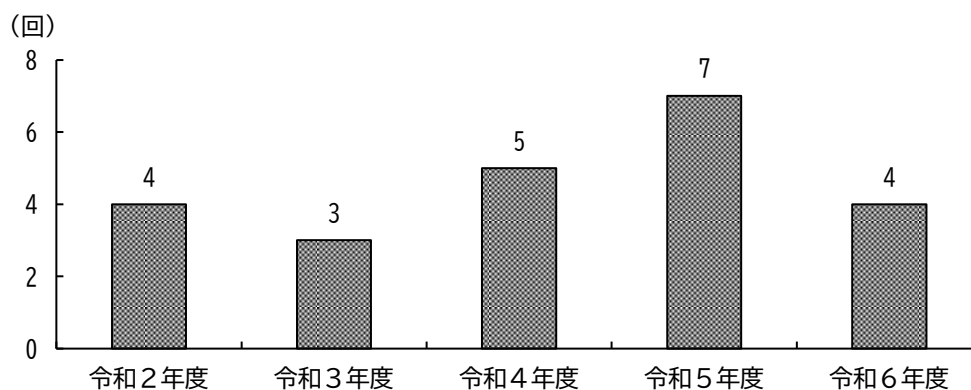
③ボランティアの協力・育成

- ・ボランティアの協力を得て、特別な支援を必要とする児童・生徒を支援します。また、ボランティアの養成・スキルアップの機会を提供します。

<現状（成果）と課題>

○東京学芸大学と三市（小平市、小金井市、国分寺市）の連携により、地域で教育に携わるボランティア等の育成のための講座を開催した。

【特別支援教育をテーマとする講座実施回数】

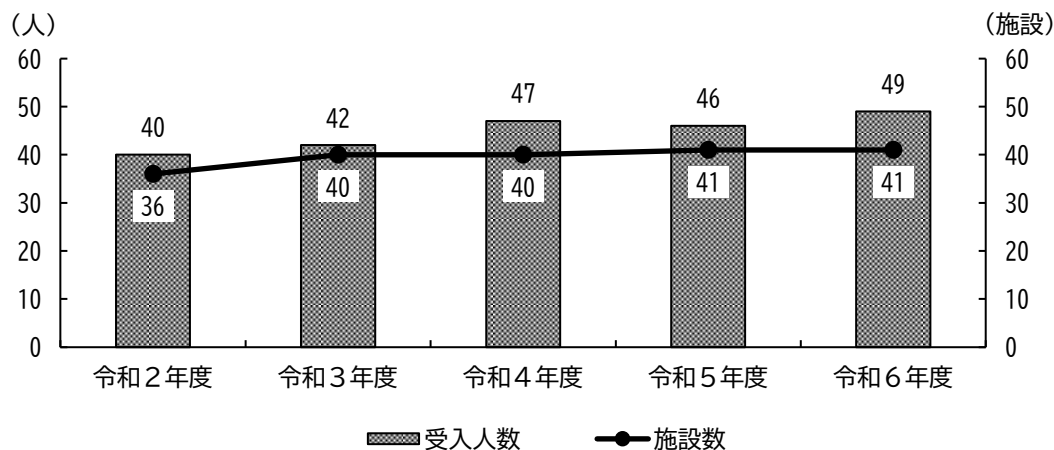


基本指針 1 - 4 放課後の居場所づくり

①学童クラブ

- ・放課後帰宅しても保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、小学校6年生までの障がいのある児童に対し、学童クラブ指導員が保護者に代わって余暇活動や生活指導を行い、児童の事故防止と心身の健全育成を図ります。

【学童クラブ（公設）における障がい児の受け入れ人数及び施設数】



<現状（成果）と課題>

○学童クラブの障がい児数は、近年増加傾向にあります。

■障がい児受け入れに際しては、安全な保育のための職員体制、保育スペース等の確保が必要です。

②放課後子ども教室、放課後学習教室

- 放課後や週末などに学校施設等を活用し、地域のボランティアの協力により、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流等の取組を小学校では放課後子ども教室、中学校では放課後学習教室として実施します。障がいのある児童・生徒も含むすべての子どもたちが、地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的としており、ボランティアの研修の機会を提供するなど、引き続き安全で安心な居場所の確保に努めます。

【放課後子ども教室及び放課後学習教室の実施状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後子ども教室（小学校）					
実施校数	19校	19校	19校	19校	19校
教室開催回数	1,301回	1,898回	2,994回	3,390回	3,433回
参加延べ人数	17,180人	28,236人	46,028人	54,414人	56,831人
スタッフ研修実施回数	1回	2回	2回	2回	2回
放課後学習教室（中学校）					
実施校数	8校	8校	8校	8校	8校
教室開催回数	215回	262回	308回	281回	294回
参加延べ人数	6,269人	6,571人	6,571人	5,191人	4,168人

<現状（成果）と課題>

○放課後子ども教室では、特別な支援を必要とする児童の見守りや安全管理のための増員制度があり、5校区（小平第一小学校、小平第二小学校、小平第五小学校、小平第七小

学校、小平第十二小学校)で活用がありました。

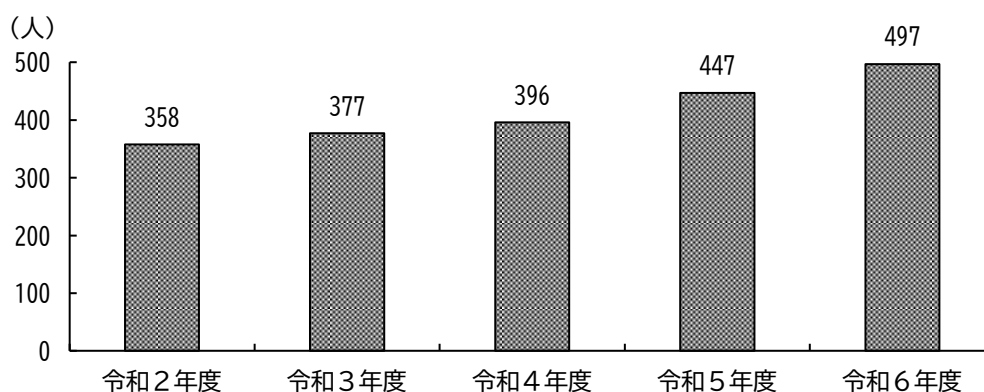
放課後学習教室では、各校のニーズに応じて教室を開催し、特別な支援が必要な生徒に向けた学習支援を実施しました。

- 放課後子ども教室は、地域のボランティアで運営しており、安全な事業実施環境を確保するために、見守りや介助のための人員体制の整備やスタッフのスキルアップなどが継続的な課題となっています。

③放課後等デイサービス

- ・放課後等デイサービスは、就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供しています。

【放課後等デイサービス利用者数】



<現状(成果)と課題>

○放課後等デイサービスの利用者数は、近年増加傾向にあります。

- 放課後等デイサービスでは、利用者が増加する一方で、国からサービスの質の確保・向上が求められています。

《基本指針2 関係機関の連携によるネットワークの構築》

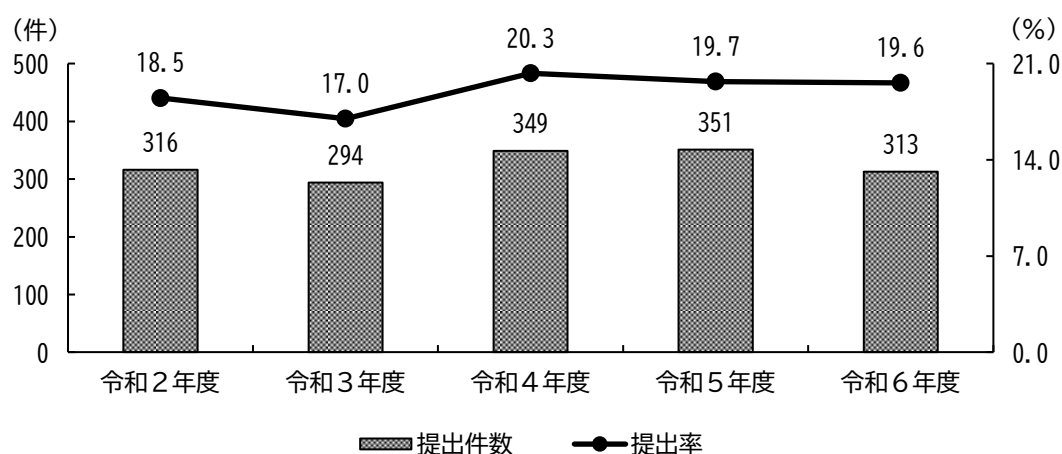
基本指針2-1 認定こども園、幼稚園、保育園と小学校との連携

①こげら就学支援シートの活用【重点事業】

- 家庭や認定こども園、幼稚園、保育園等での支援や配慮を小学校に引き継ぐことを希望する保護者が入学前に作成し、小学校に提出します。シートは、就学時健康診断時に配布します。小学校では、主に学級編制や指導の参考にします。また、各園や学校でも保護者に対し説明されるよう、小学校・幼稚園・保育園連絡会等で周知し、シートの活用を促します。

さらに、就学支援シートの活用が進むように、教員向け活用の手引を作成し、学校の支援に努めます。

【こげら就学支援シートの提出件数及び提出率】



<現状（成果）と課題>

○こげら就学支援シートの存在が各園にも浸透してきており、各園から保護者に提出を促すことも増えています。各学校で学校生活支援シートの作成や学級編成時の資料とするなど、入学前から支援体制を整えるための資料として活用しています。

■必要とする児童のものが提出されない、保護者から学校へ提出するため、就学前施設等の記載が保護者に配慮した表現にされているということがあります。また、年々提出件数が増加しているため、2月提出では全件精査することが難しくなっています。

②認定こども園、幼稚園、保育園と小学校との連携

- 小学校教員と認定こども園、幼稚園、保育園の教諭や保育士が児童・園児を取り巻く課題等について、共同で研修することで、支援や指導の連携に努めます。

【小学校・幼稚園・保育園連絡会の開催回数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	2回	1回	2回	2回	2回

<現状（成果）と課題>

- 小学校教員と認定こども園、幼稚園、保育園の教諭及び保育士が、児童を取り巻く課題等に係る研修及び情報交換を行うため、小学校・幼稚園・保育園連絡会を年2回実施しました。（令和3年度のみ新型コロナウイルス感染症のため、年1回開催。）
- 令和6年度第2回連絡会では、分科会を小学校別にし、幼児教育と小学校教育の円滑な接続に資する架け橋期のカリキュラムの作成に向けた検討に取り組みました。小学校別にした事で、より顔の見える関係づくりが進みました。
- 進級・進学時の引継ぎ等で終わってしまっている場合があり、引継ぎ後のフォローアップや指導の振り返りなどを今後行っていく必要があります。また、引継ぎに保護者も参画して、進級や進学に保護者が安心できるような仕組み作りも必要です。

基本指針2-2 小・中学校の連携

①小・中連携教育等

- ・学校生活支援シートや個別指導計画を基に、小学校での学習支援や配慮について進学先の中学校（都立学校や私立学校を含む）と情報の共有化を図り、中学校進学後も一貫した個別の特別支援教育の充実につなげていきます。
特別支援教育コーディネーター等が連携し、各校の支援や指導の進め方等について保護者に情報提供します。
- ・小・中連携の日を活用し、各小・中学校における学習指導や生活指導に関する情報交換を行い、小・中学校における一貫した合理的配慮について検討をしていきます。また、授業のユニバーサルデザイン化の視点を意識し、各中学校区において学習環境整備の統一化を図ります。

<現状（成果）と課題>

- 令和4年度に個別指導計画の教員向け手引きの作成及び校長会議での説明を行い、特別支援教育コーディネーター連絡会において、作成の趣旨や作成手順、活用方法などについて周知しました。また、小・中連携の日に各中学校区において、効果的な指導法について情報交換を行いました。
- 資料での引継ぎや、進級・進学時の引継ぎ等で終わってしまっている場合があり、引継ぎ後のフォローアップや、引継ぎ後の指導の振り返りなどを今後行っていく必要があります。また、引継ぎに保護者も参画して、進級や進学に保護者が安心できるような仕組み作りも必要です。
- 「こだいらこれだけは」について、若手教員や異動教員にも周知・徹底を図るとともに、児童・生徒の学び方も変わってきているため、内容を見直していく必要があります。

基本指針 2 - 3 中学校と進路先との連携

①中学校から進学先への学びと育ちの継続

- ・進学時や進学後において、学校生活支援シートを基に、各中学校で講じてきた手だてや支援の状況について進学先と情報を共有することで、生徒一人一人が進学先での困り感を軽減できるよう連携を図ります。

また、令和3年度から始まる、都立高校での通級による指導においても必要に応じて連携を図ります。

<現状（成果）と課題>

○市立中学校で行ってきた支援の状況について、保護者の承諾を得て進学先に学校生活支援シート等の情報提供を行うことで、進学後も必要な支援や指導が円滑に引き継がれるように連携を図りました。

■資料での引継ぎや、進級・進学時の引継ぎ等で終わってしまうなどの課題があります。

基本指針 2 - 4 特別支援学校との連携

①特別支援学校のセンター的機能の活用

- ・特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを窓口として、研修会や連絡会を通じて、教員が児童・生徒一人一人の障がい種別や教育的ニーズに応じた指導法等を身に付けられる機会を確保します。

<現状（成果）と課題>

○都立小金井特別支援学校をセンター校として、市立小・中学校へのコーディネーター派遣により、個別指導計画作成や児童・生徒への具体的な支援方法を内容にした研修会を実施しました。

また、教育委員会主催の研修会へ特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを招聘しました。

■学校がよりセンター的機能の役割を知り、教員が児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導法等を身に付けられる機会を設定する必要があります。

②副籍交流の充実【重点事業】（基本指針3参照）

基本指針2-5 学校と学童クラブ、放課後等デイサービス等との連携

①小学校と学童クラブ間での育ちをつなぐ取組の推進

- 学童クラブは全小学校内に設置されています。

小学校と学童クラブの距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、一人一人の児童の状況を共有の上、育ちをつなぐ取組を推進します。

②学校と放課後子ども教室、放課後学習教室間での育ちをつなぐ取組の推進

- 放課後子ども教室は全小学校に、放課後学習教室は全中学校に設置されています。学校と連携が図りやすい環境にあることを生かし、一人一人の児童・生徒の状況を共有の上、安全安心な居場所を提供し、育ちをつなぐ取組を推進します。

③学校と放課後等デイサービス間での育ちをつなぐ取組の推進【重点事業】

- 学校と放課後等デイサービス間での育ちをつなぐ取組を推進するため、個別の支援計画の交換等の連携や情報共有に関する仕組みづくりを検討します。

<現状（成果）と課題>

- 学校と学童クラブ、放課後子ども教室、放課後学習教室、放課後等デイサービス（以下、「学童等」）間では、個別の事例において、保護者の希望に応じて、また、保護者の了承を得ながら、情報共有を行っています。
- 学校生活支援シートに放課後等デイサービスの利用状況に関する欄を設けることで、学校において利用者を把握するための体制を整えました。保護者の希望に応じて、各校において放課後等デイサービスに個別指導計画や学校生活支援シートを提供しています。
- 学校の教職員と学童等の関係者が打合せを行うことが時間上困難な状況があります。また、個別指導計画や学校生活支援シートを学童等に引き継ぐ場合も保護者の同意が必要となることや、学童等の組織の体制や主体自体が様々であるため、一律に取り組むということが難しい状況です。

《基本指針3 理解・啓発、相談体制の充実》

基本指針3-1 障がい理解教育

①児童・生徒を対象とした障がい理解教育の推進

- ・特別な支援を要する児童・生徒を含め、人それぞれが多様な感じ方、関わり方、表現の仕方があることについて、日常的に指導しながら互いのよさを認め合える人間関係づくりを推進します。

<現状（成果）と課題>

○人権教育の観点から、日常的に自分も他の人も大切にできる児童・生徒を目指し、継続して指導を行いました。

また、特別支援教室、難聴・言語障がい通級指導学級の担当教員による通常の学級での障害理解教育の出前授業を実施しました。

- 特別支援教室、難聴・言語障がい通級指導学級の担当教員による通常の学級での障害理解教育の出前授業の実施については、実施の有無について学校によって差が生じています。

②交流及び共同学習の推進【重点事業】

- ・学校生活において、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童・生徒が通常の学級に在籍することもたちと共に学んだり、学校行事に参加したりするなどの交流及び共同学習を推進します。

推進にあたっては、児童・生徒の障がいの特性への理解やキャリア教育などの視点から、互いの児童・生徒が安心して効果的な学びを得る機会となるよう努めます。

<現状（成果）と課題>

○特別支援学級設置校は、教育課程に交流及び共同学習を位置付けた。特別支援学級について、特別支援教育の理解教育を通常学級の児童・生徒に実施し、各校において交流及び共同学習の推進に向け工夫しました。また、交流及び共同学習の取組について研修会で情報共有を行いました。

- 研修会の情報交換の中で、より一層学びを深める内容にしたいとの意見がありました。事前の準備や計画、ねらいの明確化、学習環境の整備の充実を図る必要があります。

【交流及び共同学習実施校数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施校数	11校	11校	11校	11校	11校

③副籍交流の充実<再掲>【重点事業】

- ・特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住地の小・中学校を地域指定校として

副次的に籍を置き、様々な交流活動を行っています。

地域のこどもとして、居住する地域とつながり、こどもたちの相互理解や思いやりの気持ちを育むことができるよう、研修等で副籍制度や交流内容について効果的な事例を紹介するなどして教員の理解を深め、本人や保護者の希望等に基づき、副籍交流の充実を図ります。

<現状（成果）と課題>

- 都立小金井特別支援学校、都立小平特別支援学校、都立立川ろう学校、特別支援学校に在籍する小平市在住の児童・生徒の副次的な籍を市内の小・中学校に置き、直接交流及び間接交流を通して、特別支援教育の理解・啓発を推進してきました。また、特別支援教育コーディネーター連絡協議会において、副籍交流について情報交換を行いました。
- 直接交流が、学年が進行するにつれて減少する傾向にあり、継続的な直接交流につながるように、直接交流の好事例を各校で情報共有できるようにしていく必要があります。

【副籍を置く児童・生徒数、直接交流又は間接交流実施人数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校					
副籍を置く児童数	80人	87人	84人	86人	102人
直接交流又は間接交流実施人数	78人	69人	84人	86人	102人
直接交流実施人数	1人	15人	19人	27人	33人
中学校					
副籍を置く生徒数	25人	31人	29人	29人	36人
直接交流又は間接交流実施人数	24人	30人	29人	29人	35人
直接交流実施人数	6人	1人	6人	5人	4人

基本指針3-2 保護者支援のための情報提供の促進

①保護者と認定こども園、幼稚園、保育園等との情報連携

- ・保護者等に特別支援教育に関わる情報を提供し、共にこどもを育むために連携を図ります。

<現状（成果）と課題>

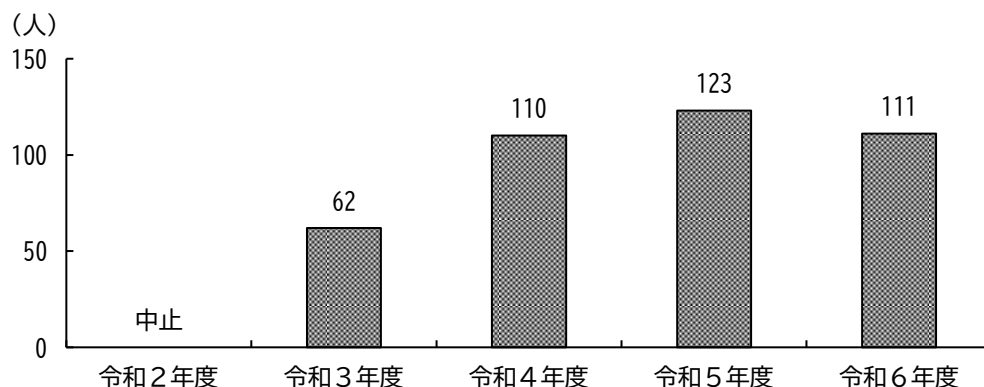
- 公立保育園入園説明会において、保育要録を学校へ提供すること及び保護者懇談会で「こげら就学支援シート」の説明を行いました。就学相談室からのお知らせを事務室、年長児クラスに掲示し情報提供を行いました。
- 個別配慮が必要と思われる児童の支援について、保護者へのアプローチを工夫する必要があります。

②関係機関と連携した就学説明会の実施

- ・特別な支援を必要とし、知的障がい学級（固定制）、通級指導学級、特別支援教室、または特別支援学校への入学を考えている保護者を対象に、就学相談の受付から就学までの手続きについて説明会を実施します。

該当する年齢でない場合にも、希望される場合は就学説明会に参加できます。

【就学説明会参加人数】



<現状（成果）と課題>

○毎年5月の初旬頃に年1回、中央公民館ホール等の会場において、就学説明会を実施しています。

■就学説明会は、伝えられる情報量に限りがあるなど課題があるため、その在り方について検討する必要があります。

③特別支援教育に関する情報発信

- ・市報、教育委員会だより、ホームページ等にて、特別支援教育に関する情報を適時・適切に発信していきます。また、教育委員会で作成している特別支援教育に関するリーフレットは、内容を随時更新したものを毎年度配布し、特別支援教育の理解促進を図ります。

<現状（成果）と課題>

○特別支援教育に関するリーフレットは、内容を随時更新し保護者等に対し配布しています。また、令和5年度からは、市ホームページにおいて、小平市の特別支援教育の概要や就学相談の手続きについての動画を掲載し、市民がいつでも情報収集できるよう工夫しています。

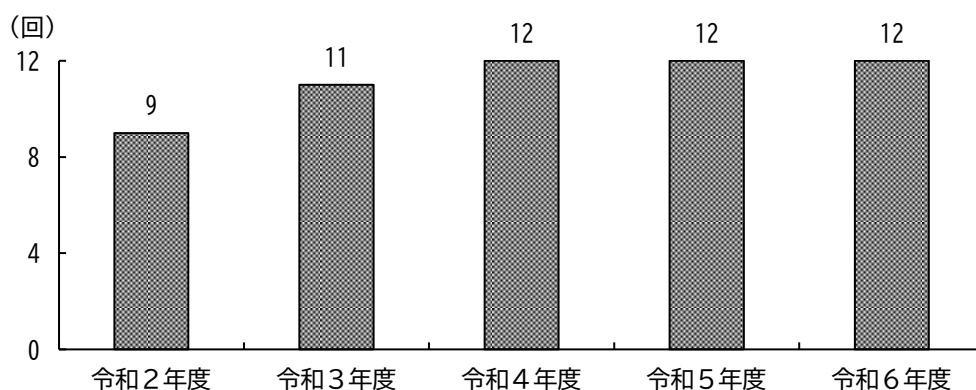
■特別支援教育に関する情報発信について、引き続き、工夫していく必要があります。

基本指針3-3 保護者同士の交流の促進

①ペアレントメンター

- 発達障がいの子どもの育てた経験をもち、発達障がいの知識や相談技術を身につけるための研修を受講し、登録された保護者（ペアレントメンター）が、自身の養育体験を生かして、保護者の話を聴いたり、情報提供を行う親カフェを開催します。また、ペアレントメンターによる個別相談を実施します

【親カフェ開催回数】



<現状（成果）と課題>

○ペアレントメンターが、保護者の話を聴いたり、情報提供を行う親カフェを実施しました。

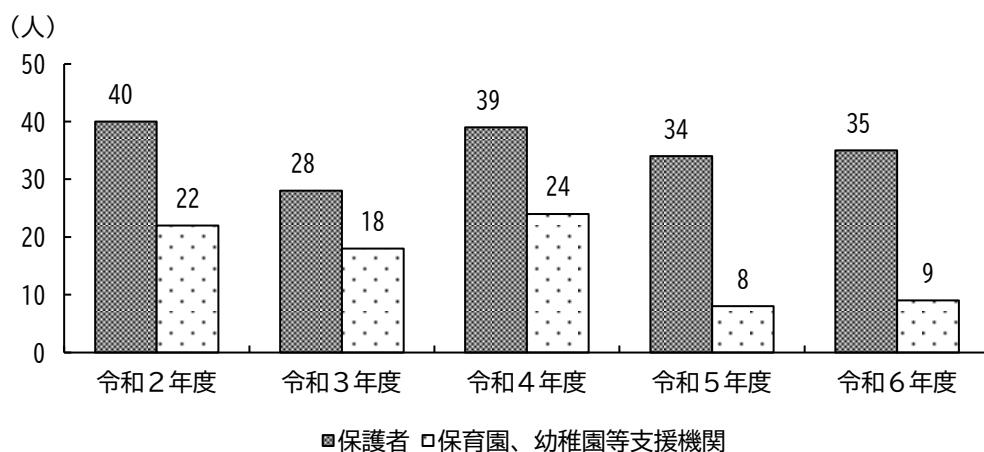
令和5年度以降は、東京都においてペアレントメンター養成研修は実施せず、区市町村で実施する養成研修のサポート（研修講師派遣等）を行うこととなったため、令和6年度から小平市独自のペアレントメンター養成研修を3年に1回の間隔で、指定管理業務の位置づけとして社会福祉協議会において実施しています。

■令和6年度にメンター養成研修を行い、メンターの人数が増えるが、その後のメンターの役割等についての周知が必要です。

②ペアレントプログラム

- 子どもの発達について悩む保護者のために、行動療法をもとにした子どもとの関わり方を伝える手法であるペアレントプログラム講座を開催します。

【ペアレントプログラム講座参加者数】



- ・こどもを叱らずにより良いコミュニケーションをとりたいと思っている保護者に、心理の資格を有する教育相談員が、こどもとの関わり方のポイントをグループワークで伝える保護者向けプログラムを開催します。

【保護者向けプログラム実施回数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	12回	12回	12回	12回	12回

<現状（成果）と課題>

- ペアレントプログラムは、保護者については参加者が多いが、支援機関参加者は少ないです。
- 保護者向けプログラムの定員は8名ですが、参加希望者が減少傾向にあるため、プログラムの内容や開催に関する周知を見直し、参加者の確保に努めます。

③「みんなではなそう会」（障がい児療育事業）

- ・白梅学園大学と連携して、発達の気になる子どもや障がいのある子どもの保護者のための交流会を実施します。

【交流会実施回数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	17回	23回	23回	23回	23回

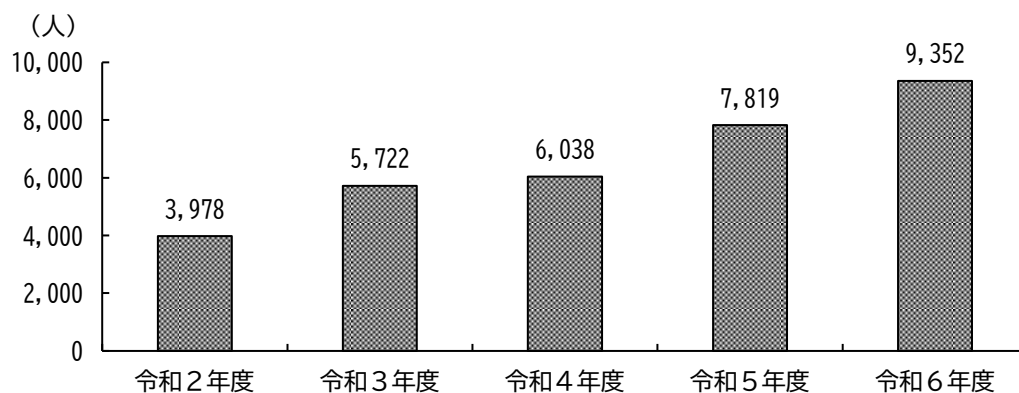
<現状（成果）と課題>

- 発達の気になる子どもや障がい児の保護者のための交流会を実施しました。

④子育て交流広場（子ども家庭支援センター）

- ・乳幼児と保護者の遊び場や交流の促進の場として実施します。

【子ども家庭支援センター延べ利用人数】



<現状（成果）と課題>

○子育て中の親子の遊び場を提供し、交流の促進を図ること、令和6年度より子育て交流広場で妊娠中の悩みやこども・子育てに関する相談ができるよう、子育てコンシェルジュを1名配置し子育てを総合的に支援しました。

■子育て親子の交流が促進される場作り、プログラムの工夫をする必要があります。

基本指針3-4 保護者への専門相談支援

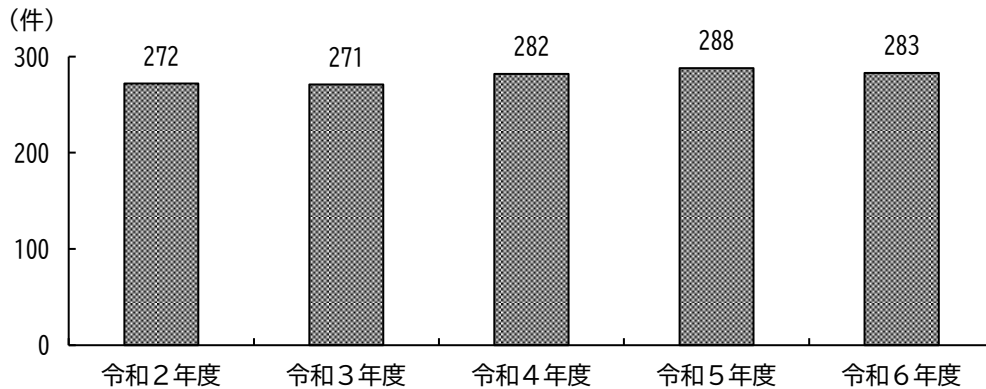
①児童発達支援センターの設置及び発達支援相談の実施<再掲>

②乳幼児心理発達相談<再掲>

③子育て相談（子ども家庭支援センター）

- ・子育て相談の一環として、臨床心理士、臨床発達心理士等の専門相談員による、個別の専門相談を実施します。

【専門相談件数】



<現状（成果）と課題>

○こどもと家庭に関する悩みや児童虐待に関する相談、子育て中の親子の交流、子育て情報の提供などを行い、子育てを総合的に支援しました。発達相談では臨床発達心理士が相談を受けました。

発達相談回数 週1～2回実施

④就学相談・教育相談

- ・特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人に応じた教育を保障するため、就学相談室で就学相談を受け付け、申込みを受けた児童・生徒について就学相談を実施し、障がいの種類や程度等に応じた教育を受ける場を保護者と一緒に考えます。
また、学年途中での通常の学級から特別支援学級、特別支援学校への転学相談、通級指導学級への通級相談及び特別支援教室での特別な指導の開始・終了の相談も行います。
- ・こどもの心身の発達、性格や行動で気になること、学習やその他家庭などにおける教育上の諸問題について、心理の資格を有する教育相談員が、電話や面接などにより改善やよりよい成長・発達を支援します。

<現状（成果）と課題>

○就学相談室においては、入学前の就学相談のほか、学年途中での特別支援学級及び特別支援学校への転学相談、通級指導学級での指導の開始・終了の相談を実施し、特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人に応じた就学先の選択を支援しました。また、自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置等に伴い、心理の資格を有する相談員や教職経験者の相談員を増員し、相談体制を整備しました。

■自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置等に伴い、就学支援委員会の開催回数が増加しています。

○教育相談室においては、公認心理師等の教育相談員が、学習や家庭における教育上の気になることなどについて、児童・生徒や保護者からの相談を受けました。

基本指針 3-5 就労に向けた相談支援

①進学や就労を見据えた情報提供

- 市のホームページ等を活用し、都立特別支援学校の学校公開や、東京都教育委員会主催の保護者向け「キャリア教育セミナー」等の進学や就労を見据えた情報提供の充実を図ります。

<現状（成果）と課題>

- 都立特別支援学校の学校公開及び学校説明会やキャリア教育セミナーの動画配信について、市ホームページで情報提供を行い、各校においても周知を行いました。

②職場体験の実施

- 主体的に自己の進路を選択する能力を育てるため、中学校全8校の第2学年を対象に職場体験を実施します。

<現状（成果）と課題>

- 令和5年度から、市立中学校全校で職場体験を実施しています。特別支援学級では、職場体験を実施した学校や生徒一人一人の状況に応じた職業の調べ学習やゲストティーチャーを招いた講座を実施し、職場体験に替わるキャリア教育の推進を図った学校があります。
- 生徒が様々な職種を体験するなどして職業観を豊かにすることができるよう、職場体験の受け入れ先の事業所を充実させていく必要があります。

第3章

計画の基本理念と施策の体系

1 基本理念

すべてのこどもたちが 生き生きと育つ小平へ

こども一人一人の能力や可能性を伸ばし、
それぞれの自立と社会参加をめざします

特別支援教育を進めることで、すべてのこどもたちが、一人一人に合った指導や必要な支援を受け、生きる力を身に付けることができます。

また、それぞれのこどもが自分の考えや気持ちを大事にしながら、障がいの有無にかかわらず、地域の中でその人らしい生き生きとした暮らしを営むことが大切です。そして、誰もがその能力等を最大限に伸ばし、自立と社会参加を図るために必要な力を身に付けることが肝要です。そのためには、学校をはじめとする様々な社会資源、専門職、地域の人々などが一体となってこどもたちの育ちを支え、共生の地域づくりにつなげていくことが必要です。

そこで、本計画の基本理念を引き続き

すべてのこどもたちが生き生きと育つ小平へ

— こども一人一人の能力や可能性を伸ばし、それぞれの自立と社会参加をめざします —
と決めました。

イラスト

2 基本指針

本計画の基本理念の実現に向け、(第二期)後期計画の施策については、以下の基本指針に沿って進めていきます。

基本指針1 ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備

ライフステージに応じた特別支援教育推進体制を着実に整備し、障がいの有無にかかわらず学習上または生活上で困難のある子ども一人一人のニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行います。

- 基本的施策1 早期支援・早期療育の充実
- 基本的施策2 認定こども園、幼稚園、保育園での支援
- 基本的施策3 学校における特別支援教育体制の充実
- 基本的施策4 放課後の居場所づくり

基本指針2 関係機関の連携によるネットワークの構築

幼稚園、保育園、就学前機関、学校、家庭、地域社会、医療、福祉、相談機関などの関係機関の連携によるネットワークを構築し、継続的で一貫性のある支援の仕組みづくりを進めます。

- 基本的施策1 認定こども園、幼稚園、保育園と小学校との連携
- 基本的施策2 小・中学校の連携
- 基本的施策3 中学校と進路先との連携
- 基本的施策4 特別支援学校との連携
- 基本的施策5 学校と学童クラブ、放課後等デイサービス等との連携
- 基本的施策6 国立精神・神経医療研究センターと学校との連携

基本指針3 理解・啓発、相談体制の充実

障がい理解教育の推進や、保護者や市民に対する情報提供の充実等によって、障がい者理解及び特別支援教育への理解・啓発を行うとともに、相談支援体制の充実を図ります。

- 基本的施策1 障がい理解教育の推進
- 基本的施策2 保護者支援のための情報提供の促進
- 基本的施策3 保護者同士の交流の場等の促進
- 基本的施策4 保護者への専門相談支援
- 基本的施策5 就労に向けた相談支援

3 施策の体系

基本理念

基本指針

基本的施策

すべての子どもたちが生き生きと育つ小平へ
「子ども一人一人の能力や可能性を伸ばし、
それぞれの自立と社会参加をめざします」

基本指針 1

ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備

1 早期支援・早期療育の充実

2 認定こども園、幼稚園、保育園での支援

3 学校における特別支援教育体制の充実

4 放課後の居場所づくり

基本指針 2

関係機関の連携によるネットワークの構築

1 認定こども園、幼稚園、保育園と小学校との連携

2 小・中学校の連携

3 中学校と進路先との連携

4 特別支援学校との連携

5 学校と学童クラブ、放課後等デイサービス等との連携

6 国立精神・神経医療研究センターと学校との連携

基本指針 3

理解・啓発、相談体制の充実

1 障がい理解教育の推進

2 保護者支援のための情報提供の促進

3 保護者同士の交流の場等の促進

4 保護者への専門相談支援

5 就労に向けた相談支援

事業・取組

- 1 ①乳幼児健康診査 ②乳幼児心理発達相談 ③発達支援相談 ④児童発達支援
⑤心身障害児通所訓練委託事業 ⑥言語相談訓練事業 ⑦障がい児療育事業 ⑧保育所等訪問支援

- 2 ①巡回相談事業 ②幼稚園教諭、保育士への障がい理解研修 ③障がい児の保育・教育の充実

(1) 支援体制の充実及び専門性の向上

- ①校内委員会の充実 ②学校生活支援シート、個別指導計画の作成と活用
③授業のユニバーサルデザイン化の推進 ④通常の学級と特別支援教室の連携による指導の充実
⑤知的障がい学級（固定制）、特別支援教室、通級指導学級の指導の充実
⑥自閉症・情緒障がい学級（固定制）の安定した運営と指導の充実
⑦読み書きに困難があるなど学習障がい（LD）のある児童・生徒の指導の充実

- 3 ⑧合理的配慮の理解・啓発の推進、対応 ⑨特別支援教育に関する研修会等の充実
⑩市立学校における医療的ケア児に対する看護師の配置

- ⑪国立精神・神経医療研究センターとの連携による特別支援教育に関する研修等の充実

(2) 施設・設備等

- ①多様な学びの場の充実 ②教育施設のユニバーサルデザイン化の推進 ③ICT機器の活用による学習支援

(3) 多様な人材による支援体制

- ①心理士、作業療法士、言語聴覚士による巡回相談 ②学習補助員の配置 ③ボランティアの協力・育成

- 4 ①学童クラブ ②放課後こども教室、放課後学習教室 ③放課後等デイサービス

- 1 ①こげら就学支援シートの活用及び改善 ②認定こども園、幼稚園、保育園と小学校の連携

- 2 ①小・中学校間の学びと育ちの継続 ②小・中連携教育の推進

- 3 ①中学校から進学先への学びと育ちの継続

- 4 ①特別支援学校のセンター的機能の活用 ②交流及び共同学習の推進 ③副籍交流の充実

- ①小学校と学童クラブ間での育ちをつなぐ取組の推進

- 5 ②学校と放課後こども教室、放課後学習教室間での育ちをつなぐ取組の推進

- ③学校と放課後等デイサービス間での育ちをつなぐ取組の推進

- 6 ①国立精神・神経医療研究センターとの連携による特別支援教育に関する研修等の充実<再掲>

- 1 ①児童・生徒を対象とした障がい理解教育の推進
②交流及び共同学習の推進<再掲> ③副籍交流の充実<再掲>

- 2 ①保護者と認定こども園、幼稚園、保育園等との情報連携
②関係機関と連携した就学説明会の実施 ③特別支援教育に関する情報発信

- 3 ①ペアレントメンター ②ペアレントプログラム ③「みんなではなそう会」（障がい児療育事業）
④子育て交流ひろば（子ども家庭支援センター） ⑤こども広場

- 4 ①発達支援相談<再掲> ②乳幼児心理発達相談<再掲>
③子育て相談（子ども家庭支援センター） ④就学相談 ⑤教育相談

- 5 ①進学や就労を見据えた情報提供 ②体験的な学習の実施

第4章

施策の展開

<方向性の記載について>

- 新規 : 新たに展開していく事業
- 充実 : 充実を図る事業
- 継続 : 引き続き現在の取組を継続していく事業
- ☆ : 取組は行っていたが、第二期前期計画に掲載しておらず、第二期後期計画で位置付けた事業
- 重点事業 : 重点的に取り組んでいく事業

基本指針 1 ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備

基本的施策 1—1 早期支援・早期療育の充実

【施策の方向性】

- 乳幼児健康診査や心理発達相談などにより、特別な支援が必要なこどもの早期発見に努め、早い時期からの支援の充実に取り組みます。
- こどもの発達に応じて、可能性を最大限に伸ばせるように早期療育を充実します。

① 乳幼児健康診査 【継続】

集団健診において、発育・発達の確認と疾病等の早期発見を図り、保護者に適切な保健指導や、心理相談を実施することにより、乳幼児の健全な育成に努めます。乳幼児健康診査実施後は、発達に心配のある乳幼児の保護者に対して、保健師の継続支援や乳幼児心理発達相談、発達健康診査につなげながら経過観察を行い、必要に応じて療育機関を紹介します。

【担当：こども家庭センター】

② 乳幼児心理発達相談 【継続】

乳幼児健康診査における心理相談実施後は、発達の遅れなどで経過観察が必要な乳幼児と保護者を対象に、心理相談員による個別相談を実施します。

個別相談において集団による経過観察が望ましいと判断された親子に対し、こどもの成長・発達を促すこと、保護者の育児不安に対する支援を目的として、集団指導を行います。

- ・個別相談
- ・集団指導：ひよこ遊びの会（対象：1歳の幼児とその保護者等）
- ・集団指導：ひよこグループ（対象：2歳の幼児とその保護者等）
- ・集団指導：こぐまグループ（対象：3歳以上の幼児とその保護者等）

【担当：こども家庭センター】

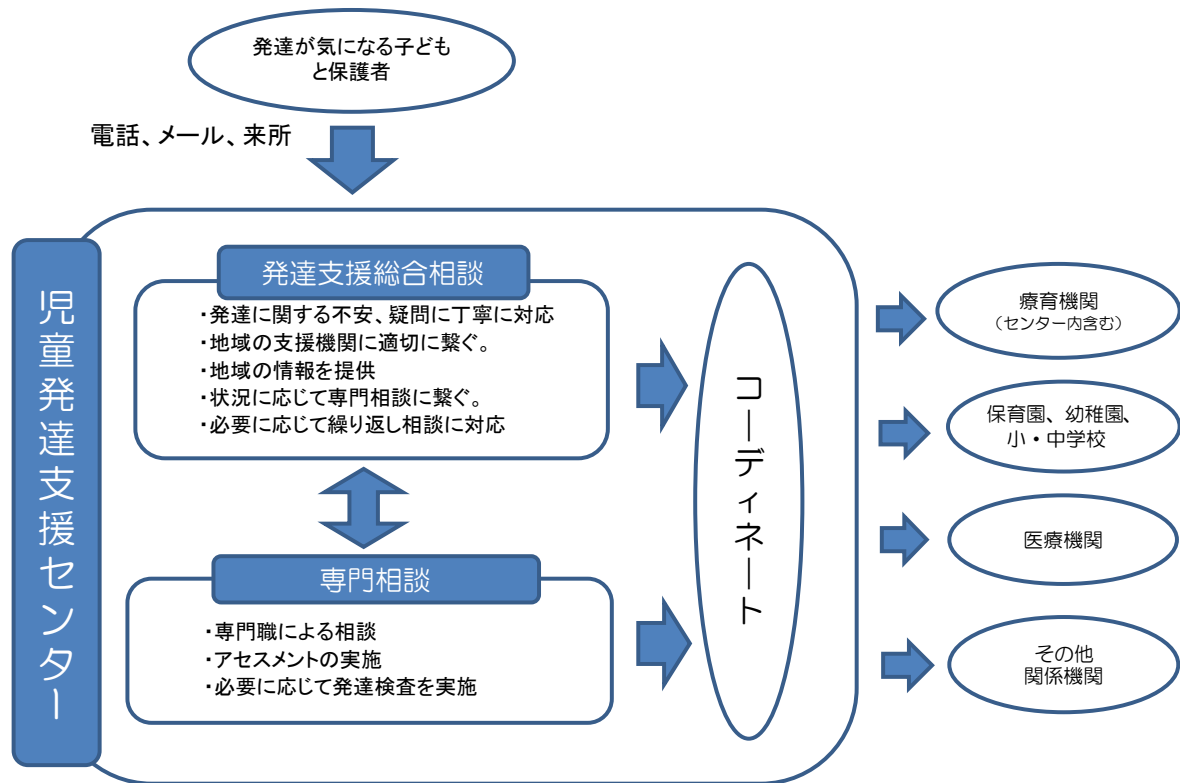
③ 発達支援相談 【継続】

児童発達支援センターは、発達の気になるこどもや家族の支援を行う地域の中核的な役割を担うと共に、発達を支援するための相談窓口を実施しています。

児童発達支援センターでは相談窓口から専門的な支援へつないでいく発達支援を展開するとともに、教育委員会等の関係機関と連携し、こどものライフステージに応じた継続的な支援の提供体制の構築を目指していきます。

【担当：障がい者支援課】

【児童発達支援センターにおける相談の流れ】



④ 児童発達支援 【継続】

未就学の障がい児（発達障がい児や療育の必要性が認められた児童を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得及び集団生活への適応訓練を行います。

【担当：障がい者支援課】

⑤ 心身障害児通所訓練委託事業 【継続】

小学校就学前の心身障がい児の療育訓練を実施します。

【担当：障がい者支援課】

⑥ 言語相談訓練事業 【継続】

たいよう福祉センター、あおぞら福祉センターにおいて、ことばやコミュニケーションに不安のある児童、またはその家族を対象に、言語聴覚士による個別相談や個別訓練を行います。

【担当：障がい者支援課】

⑦ 障がい児療育事業 【継続】

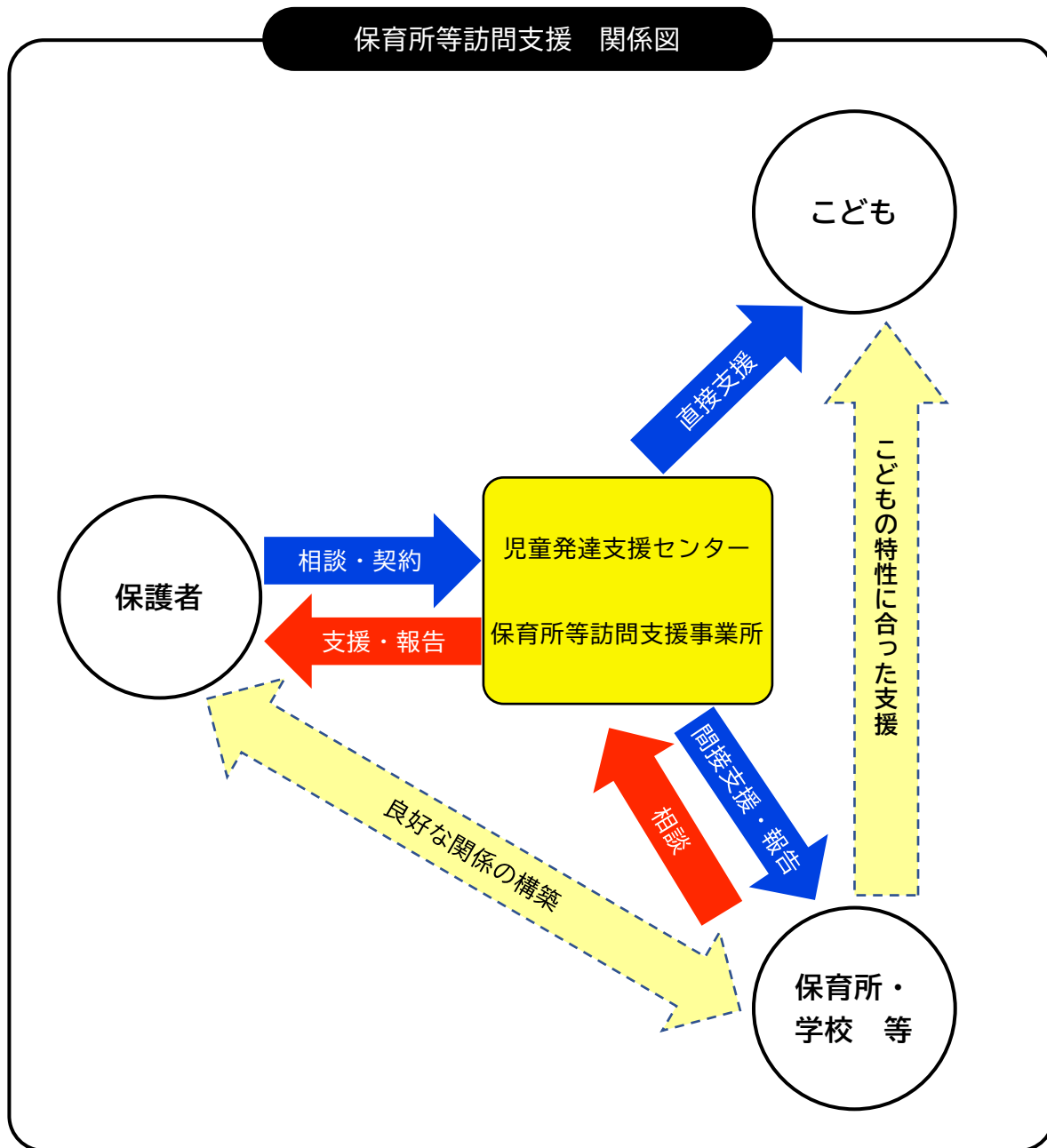
白梅学園大学と連携して、造形・音楽・演劇などのワークショップを通して、発達が気になるこどもの発達を支援します。また、この事業で市内の大学と連携することにより、学生を福祉人材として育成します。

【担当：障がい者支援課】

⑧ 保育所等訪問支援 【継続☆】

保育所、幼稚園、小学校等を訪問して、特別な支援が必要なお子さんが集団生活に適応するための支援を行います。

【担当：障がい者支援課】



基本的施策 1 - 2 認定こども園、幼稚園、保育園での支援

【施策の方向性】

○専門家から指導・助言を受けながらこどもの発達を支援するとともに、特別支援教育や障がいに対する理解・啓発に取り組む認定こども園、幼稚園、保育園の活動を支援します

① 巡回相談事業 【継続】

言語聴覚士、臨床発達心理士などの相談員が市内の認定こども園、幼稚園、保育園を巡回し、幼稚園教諭や保育士に対して、園児の発達等に関する指導・助言を行います。

【担当：保育課】

② 幼稚園教諭、保育士への障がい理解研修 【継続】

幼稚園教諭、保育士に対し、特別支援教育への理解・啓発及び指導力の向上について学ぶ機会を設定します。

【担当：保育課】

③ 障がい児の保育・教育の充実 【継続】

認定こども園、幼稚園、保育園等で、医療的ケア児への対応を含め、障がいに配慮した幼児教育や保育の実施に向けた支援を行います。

その他の園児に対して障がい理解や共に育ち合うための教育、保育の充実を図ります。

【担当：保育課】

基本的施策 1 - 3 学校における特別支援教育体制の充実

(1) 支援体制の充実及び専門性の向上

【施策の方向性】

- 小平市立学校教員が、特別支援教育の在り方についての理解を深めるとともに、組織として対応できるよう支援体制の充実を図ります。
- 通常の学級において、学習面や行動面で何らかの困難を抱える児童・生徒に対して、学習支援、生活支援等の体制や、指導方法の改善等を行う研究・研修体制を充実させ、個に応じた児童・生徒の支援を進めます。

① 校内委員会の充実 【充実】

校内委員会を設置し、校長のリーダーシップの下、障がいのある児童・生徒はもとより、障がい特性のある不登校の児童・生徒についても、実態把握及び課題把握、効果的な指導方法等について検討を行い、在籍学級担任だけでなく、学校組織として取り組むことにより、一人一人の児童・生徒のニーズに合わせた支援を行います。

また、巡回相談員による助言等を効果的に活用し、特別な支援を必要とする児童・生徒の支援方法を共通理解できるよう、校内委員会を充実させ、児童・生徒や保護者を継続的に支援します。

【担当：学校、指導課】

② 学校生活支援シート、個別指導計画の作成と活用 【充実】【重点事業】

特別支援教育に関わる情報を適切に共有し、支援できるように、小平市立学校用の統一書式を用いて、関係機関との情報共有と連携を推進するための活用方法等について検討します。

【担当：学校、指導課】

③ 授業のユニバーサルデザイン化の推進 【充実】

授業改善の視点に「授業のねらいや活動の見通しの提示」「視覚化等による情報伝達の工夫」「刺激の少ない教室前面の環境整備」等を徹底し、授業のユニバーサルデザイン化を一層進めます。また、ICT機器を活用するなどして、全ての児童・生徒にとってより分かりやすく充実した授業改善を行います。

【担当：学校、指導課】

④ 通常の学級と特別支援教室の連携による指導の充実 【継続☆】

発達障がい等がある児童・生徒が、可能な限り多くの時間を在籍する通常の学級で他の児童・生徒とともに活動することができるよう、担任と巡回指導教員が密に連携し、特別支援教室での指導の内容や成果を通常の学級において実践できるよう努めます。

【担当：学校、指導課】

⑤ 知的障がい学級（固定制）、特別支援教室、通級指導学級の指導の充実 【充実】

校内でOJTを推進するとともに、障がい種別に応じた研修会を充実させ、教員の専門性の向上を図り、知的障がい学級（固定制）、特別支援教室、通級指導学級における一人一人の特性に応じた指導の充実に努めます。

【担当：学校、指導課】

⑥ 自閉症・情緒障がい学級（固定制）の安定した運営と指導の充実 【継続☆】

令和6年度に開設した小学校自閉症・情緒障がい学級（固定制）と令和7年度に開設した中学校自閉症・情緒障がい学級（固定制）の安定した学級運営を実現し、児童・生徒一人一人の特性に応じた指導が定着するように、設置校と教育委員会が密に連携し、協力して取り組みます。

【担当：学校、指導課】

⑦ 読み書きに困難があるなど学習障がい（LD）のある児童・生徒の指導の充実

【充実】【重点事業】

学習者用端末を活用するなどして、読み書きに困難のある児童・生徒一人一人の状態に応じた適切な指導と支援の充実を図ります。

学習障がい（LD）等の学習面での困難さがある児童・生徒への指導方法やアセスメントの理解を深める研修を充実させ、授業改善を図ります。

学校において、デイジー教科書やデジタル教科書の活用がより一層進むように、好事例を紹介するなどして周知の充実を図ります。

【担当：学校、指導課】

⑧ 合理的配慮の理解・啓発の推進、対応 【継続】

教職員をはじめ、保護者・地域への「合理的配慮」について理解を深めたり、広げたりすることを推進します。

学校及び担任等並びに教育委員会は、保護者や児童・生徒の要望を基に、その実施に伴う負担が過重でないときは、一人一人のニーズに合わせた対応をしていきます。また、申出があった方法では対応が難しい場合でも、代替措置の選択も含め、柔軟に対応します。

【担当：学校、指導課、教育総務課、学務課】

⑨ 特別支援教育に関する研修会等の充実 【充実】【重点事業】

障がいの有無にかかわらず、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について理解し、教育活動に取り組んでいくため、教育委員会が実施した特別支援教育に関する研修会等の内容をもとに、各学校において還元の研修会等を実施し、小平市立学校教職員全体の特別支援教育に対する理解を深めます。

【担当：学校、指導課】

⑩ 市立学校における医療的ケア児に対する看護師の配置 【継続☆】

令和5年10月に策定した「小平市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン」に基づき、市立学校に在籍する日常的に医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し看護師を配置し、安心して学校生活を送ることができるよう支援します。

【担当：学校、指導課】

⑪ 国立精神・神経医療研究センターとの連携による特別支援教育に関する研修等の充実 【新規】【重点事業】

注意欠陥多動性障がい（ADHD）等がある児童・生徒が、可能な限り多くの時間を在籍する通常の学級で他の児童・生徒とともに活動することができるよう、国立精神・神経医療研究センターと連携し、児童・生徒一人一人の特性の捉え方や対応方法等について具体的に学ぶことにより、学級担任等の指導力、対応力の向上を図ります。

【担当：学校、指導課】

（2）施設・設備等

【施策の方向性】

○児童・生徒一人一人の学びを支える教育環境の整備を進めます。

① 多様な学びの場の充実 【継続】

知的障がい学級（固定制）を小学校6校、中学校5校、自閉症・情緒障がい学級（固定制）を小学校1校、中学校1校に設置しています。特別支援教室は小学校19校全校、中学校8校全校に設置しています。難聴・言語障がい学級（通級制）は、小学校に1校設置しています。

特別支援学級等の設置は、安定かつ充実した学級運営を確保することを前提に、適切なアセスメントに基づく児童・生徒一人一人の教育的ニーズ、児童・生徒数などに応じて対応します。

【担当：指導課、教育総務課】

② 教育施設のユニバーサルデザイン化の推進 【継続】

児童・生徒の障がいの状態や教育的ニーズを踏まえて、施設・設備等の環境整備を行います。

小学校の更新時には、ユニバーサルデザインの視点を考慮した設計とします。

【担当：教育総務課】

③ ICT機器の活用による学習支援 【充実】【重点事業】

ICT機器の活用は、認知処理の偏り等を補ったり、注意や集中を高めたりすることがで

き、特別な支援を必要とする児童・生徒の学習上の困難を改善する効果があります。

児童・生徒に配備された学習者用端末を活用した効果的な授業の進め方や学習支援の取組について、教員が情報共有し授業や取組の改善につなげるとともにネットワーク環境の充実に努めます。

また、デジター教科書の効果的な活用について教育委員会から各学校に積極的に周知していくとともに、国や都の動向を踏まえながら、学習者用デジタル教科書及びデジタル教材の活用について引き続き研究します。

【担当：指導課】

(3) 多様な人材による支援体制

【施策の方向性】

○心理士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職を活用し、多様なこどものニーズに的確に
応えていきます。

○児童・生徒の学校生活や学習指導の支援等を行う学習補助員を配置します。

① 心理士、作業療法士、言語聴覚士による巡回相談 【充実】

心理士、作業療法士、言語聴覚士の巡回相談員が、各学校を巡回し、担任や特別支援教育コーディネーター等に、児童・生徒の個別ニーズの把握や支援の内容・方法について、相談、助言を行います。

開設後間もない自閉症・情緒障がい学級（固定制）への作業療法士の派遣の充実を図ります。また、市立小・中学校への言語聴覚士の派遣の充実を図ります。

【担当：指導課】

② スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 【継続☆】

スクールカウンセラーを週1回、各学校に配置し、児童・生徒や保護者の相談に応じます。また、様々な事情を抱える児童・生徒や保護者に対して、福祉的な視点から関係機関との連携を構築するスクールソーシャルワーカーを中学校全校に配置して小学校においても支援します。

【担当：指導課】

③ 学習補助員の配置 【充実】

児童・生徒の学校生活や学習指導の支援等を行う学習補助員を、各学校の状況に応じて配置し、教育活動の支援を行うほか、一人一人の特性に応じて学習活動のサポートを行います。

【担当：指導課】

④ ボランティアの協力・育成 【継続】

ボランティアの協力を得て、特別な支援を必要とする児童・生徒を支援します。また、ボランティアの養成・スキルアップの機会を提供します。

【担当：学校、指導課、地域学習支援課】

基本的施策 1 - 4 放課後の居場所づくり

【施策の方向性】

○放課後の生活を安全に安心して過ごすことができ、充実した時間となるよう支援します。

① 学童クラブ 【充実】

放課後帰宅しても保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、小学校6年生までの障がいのある児童に対し、学童クラブ指導員が保護者に代わって余暇活動や生活指導を行い、児童の事故防止と心身の健全育成を図ります。

【担当：子育て支援課】

② 放課後こども教室、放課後学習教室 【継続】

放課後や週末などに学校施設等を活用し、地域のボランティアの協力により、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流等の取組を小学校では放課後こども教室、中学校では放課後学習教室として実施します。障がいのある児童・生徒も含むすべての子どもたちが、地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的としており、ボランティアの研修の機会を提供するなど、引き続き安全で安心な居場所の確保に努めます。

【担当：地域学習支援課】

③ 放課後等デイサービス 【充実】

就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

【担当：障がい者支援課】

基本指針 2 関係機関の連携によるネットワークの構築

基本的施策 2-1 認定こども園、幼稚園、保育園と小学校との連携

【施策の方向性】

○こども一人一人の支援や配慮について、認定こども園、幼稚園、保育園と小学校が互いに情報を共有し、継続した支援につなげます。

① こげら就学支援シートの活用及び改善 【充実】【重点事業】

家庭や認定こども園、幼稚園、保育園等での支援や配慮を小学校に引き継ぐことを希望する保護者が入学前に作成し、小学校に提出します。小学校では、主に学級編制や指導の参考にします。就学児健康診断時に全員に配付するとともに、市ホームページでいつでもダウンロードできるようにしています。

各園や学校でも保護者にご説明いただけるよう、引き続き、こげら就学支援シート活用ブックを基に小学校・幼稚園・保育園連絡会等で周知し、シートの活用を促します。

また、配慮が必要なことに対する具体的な対応方法などを記入していただけるよう、様式や文言の修正を検討します。

さらに、就学支援シートを活用して学校生活支援シートを作成するなど、教員の研修等においてシート活用の好事例について情報共有に努めます。

【担当：指導課】

② 認定こども園、幼稚園、保育園と小学校の連携 【充実】

小学校教員と認定こども園、幼稚園、保育園の教諭や保育士が児童・園児を取り巻く課題等について、共同で研修することで、指導の連携に努めています。互いの保育や教育活動について参観するなど、研修や連絡会の内容の充実を図ります。

【担当：保育課、指導課】

基本的施策2－2 小・中学校の連携

【施策の方向性】

○こども一人一人の支援や配慮について、小学校と中学校が互いに情報を共有し、途切れない支援につなげます。

① 小・中学校間の学びと育ちの継続 【継続】

学校生活支援シートや個別指導計画を基に、小学校での学習支援や配慮について進学先の中学校（都立学校や私立学校を含む）と情報の共有化を図り、中学校進学後も一貫した個別の特別支援教育の充実につなげていきます。

特別支援教育コーディネーター等が連携し、各校の支援や指導の進め方等について保護者に情報提供します。

【担当：学校、指導課】

② 小・中連携教育の推進 【継続】

日頃から様々な機会を通して、各小・中学校における学習指導や生活指導に関する情報交換を行い、小・中学校における一貫した合理的配慮について情報共有することにより、児童・生徒一人一人に丁寧に対応することができるよう検討をしていきます。また、授業のユニバーサルデザイン化の視点を意識し、各小・中学校区において学習環境整備の統一化を図ります。

【担当：学校、指導課】

基本的施策2－3 中学校と進路先との連携

【施策の方向性】

○各中学校で講じてきた手だてや支援の状況について進学先と情報を共有することで、生徒一人一人が進学先での学習上・生活上の困難さを軽減できるよう連携を図ります。

① 中学校から進学先への学びと育ちの継続 【充実】

進学時や進学後において、学校生活支援シートを基に、各中学校で講じてきた手だてや支援の状況について進学先と情報を共有することで、生徒一人一人が進学先での困り感を軽減できるよう連携を図ります。

また、特別支援教室に通っていた生徒については、都立高校での通級による指導において積極的に連携を図ります。

【担当：学校、指導課】

基本的施策 2-4 特別支援学校との連携

【施策の方向性】

- エリアネットワークとの連携や特別支援学校の専門性を活用し、特別支援教育に関する情報収集に努めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、教員の特別支援教育への理解を深めるため、校内での研修等の充実を図ります。
- 児童・生徒の障がいの特性に応じた直接交流や間接交流の事例を学校間で共有しながら、特別支援学校に在籍する児童・生徒の副籍交流を充実させます。

① 特別支援学校のセンター的機能の活用 【充実】

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを窓口として、研修会や連絡会を通じて、教員が児童・生徒一人一人の障がい種別や教育的ニーズに応じた指導法等を身に付けられる機会を確保します。

また、エリアネットワークと連携し、特別支援教育に関する情報収集に引き続き努めます。

【担当：学校、指導課】

② 交流及び共同学習の推進 【充実】【重点事業】

学校生活において、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童・生徒が通常の学級に在籍することもたちと共に学んだり、学校行事に参加したりするなどの交流及び共同学習を推進します。

推進にあたっては、事前の準備や計画、ねらいの明確化、学習環境の整備の充実を図ること、児童・生徒の障がいの特性への理解の視点から、互いの児童・生徒が安心して効果的な学びを得る機会となるよう努めます。

【担当：学校、指導課】

③ 副籍交流の充実 【充実】【重点事業】

特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住地域の小・中学校を地域指定校として副次的に籍を置き、様々な交流活動を行っています。

地域のこどもとして、居住する地域とつながり、こどもたちの相互理解や思いやりの気持ちを育むことができるよう、研修等で市内の小・中学校の好事例を共有するとともに、東京都教育庁発行の副籍ガイドブックや副籍交流事例集などを活用し、教員の理解を深める。また、地域の保護者や児童・生徒に対し取組についての情報発信を推進するなどして副籍交流に関わる人々の理解を深めることにより、副籍交流の充実を図ります。

【担当：学校、指導課】

基本的施策2-5 学校と学童クラブ、放課後等デイサービス等との連携

【施策の方向性】

○学校と学童クラブ、放課後こども教室、放課後学習教室、放課後等デイサービスとの間において、学校生活支援シートによる情報共有について検討するなどして、児童・生徒の支援方針を共有し、育ちをつなぐ取組を推進します。

① 小学校と学童クラブ間での育ちをつなぐ取組の推進 【充実】

小学校と学童クラブの距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、学校生活支援シートによる情報共有について検討するなどして一人一人の児童の状況を共有の上、育ちをつなぐ取組を推進します。

【担当：学校、子育て支援課】

② 学校と放課後こども教室、放課後学習教室間での育ちをつなぐ取組の推進 【充実】

放課後こども教室は全小学校に、放課後学習教室は全中学校に設置されています。学校と連携が図りやすい環境にあることを生かし、学校生活支援シートによる情報共有について検討するなどして一人一人の児童・生徒の状況を共有の上、安全安心な居場所を提供し、育ちをつなぐ取組を推進します。

【担当：学校、地域学習支援課】

③ 学校と放課後等デイサービス間での育ちをつなぐ取組の推進 【充実】

学校と放課後等デイサービス間での育ちをつなぐ取組を推進するため、学校生活支援シートによる情報共有について検討する**ほか**、個別の支援計画の交換等の連携や情報共有連携強化に関する仕組みづくりを検討します。

【担当：学校、障がい者支援課】

基本的施策2-6 国立精神・神経医療研究センターと学校との連携

【施策の方向性】

○国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターとの連携により、特別支援教育に関する研修等を充実させ、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等がある児童・生徒一人一人の学習上・生活上の困難さを軽減できるよう努めます。

① 国立精神・神経医療研究センターとの連携による特別支援教育に関する研修等の充実<再掲> 【新規】【重点事業】

注意欠陥多動性障がい（ADHD）等がある児童・生徒が、可能な限り多くの時間を在籍する通常の学級で他の児童・生徒とともに活動することができるよう、国立精神・神経医療研究センターと連携し、児童・生徒一人一人の特性の捉え方や対応方法等について具体的に学ぶことにより、学級担任等の指導力、対応力の向上を図ります。

【担当：学校、指導課】

基本指針 3 理解・啓発、相談体制の充実

基本的施策 3-1 障がい理解教育の推進

【施策の方向性】

- 障がいの有無にかかわらず全ての児童・生徒が能力を最大限に伸ばしながら共に学ぶことができる取組を推進します。
- 交流及び共同学習並びに副籍交流を計画的・組織的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての児童・生徒が相互に理解することにより、共生社会に資する能力の育成を図ります。

① 児童・生徒を対象とした障がい理解教育の推進 【充実】

特別支援学級の教員、特別支援教室の巡回指導教員、難聴・言語障がい通級指導学級の教員など特別支援教育に関わる教員が、通常の学級と連携して授業を行うなど、障がい理解教育を実施し、特別な支援を要する児童・生徒を含め、人それぞれが多様な感じ方、関わり方、表現の仕方があることについて、日常的に指導しながら互いのよさを認め合える人間関係づくりを推進します

また、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等が市立小・中学校で授業を行うなど、特別支援学校との連携による障がい理解教育の推進を図ります。

【担当：学校】

② 交流及び共同学習の推進<再掲> 【充実】【重点事業】

学校生活において、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童・生徒が通常の学級に在籍することもたちと共に学んだり、学校行事に参加したりするなどの交流及び共同学習を推進します。

推進にあたっては、事前の準備や計画、ねらいの明確化、学習環境の整備の充実を図ることで、児童・生徒の障がいの特性への理解の視点から、互いの児童・生徒が安心して効果的な学びを得る機会となるよう努めます。

【担当：学校、指導課】

③ 副籍交流の充実<再掲> 【充実】【重点事業】

特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住地の小・中学校を地域指定校として副次的に籍を置き、様々な交流活動を行っています。

地域のこどもとして、居住する地域とつながり、こどもたちの相互理解や思いやりの気持ちを育むことができるよう、研修等で市内の小・中学校の好事例を共有するとともに、東京都教育庁発行の副籍ガイドブックや副籍交流事例集などを活用し、教員の理解を深める。また、地域の保護者や児童・生徒に対し取組についての情報発信を推進するなどして副籍交流に関わる人々の理解を深めることにより、副籍交流の充実を図ります。

【担当：学校、指導課】

基本的施策3-2 保護者支援のための情報提供の促進

【施策の方向性】

○保護者が必要とする情報が分かりやすく行き届くように、市ホームページ等を活用し、特別支援教育に関する情報提供を充実させます。

① 保護者と認定こども園、幼稚園、保育園等との情報連携 【継続】

保護者等に特別支援教育に関わる情報を提供し、共にこどもを育むために連携を図ります
【担当：認定こども園・幼稚園・保育園、保育課】

② 関係機関と連携した就学説明会の実施 【継続】

特別な支援を必要とし、知的障がい学級（固定制）、自閉症・情緒障がい学級（固定制）、通級指導学級、特別支援教室、または特別支援学校への入学を考えている保護者を対象に、特別支援学級等の実際の活動の様子の話や就学相談の受付から就学までの手続き、その他の制度などについて説明会を実施します。

【担当：指導課】

③ 特別支援教育に関する情報発信 【継続】

市報、教育委員会だより、市ホームページ等にて、特別支援教育に関する情報を適時・適切に発信していきます。市ホームページには、小平市の特別支援教育の考えや就学相談の手続などをいつでも確認できるよう動画配信を引き続き行うとともにその周知を図ります。

また、教育委員会で作成している特別支援教育に関するリーフレットは、内容を随時更新したものを毎年度配布し、特別支援教育の理解促進を図ります。

【担当：指導課】

基本的施策3-3 保護者同士の交流の場等の促進

【施策の方向性】

○障がいのあるこどもの保護者が孤立感、孤独感を感じないように、他の保護者と悩みや情報を共有できる保護者同士の交流を促進します

① ペアレントメンター 【継続】

発達障がいのこどもを育てた経験をもち、発達障がいの知識や相談技術を身につけるための研修を受講し、登録された保護者（ペアレントメンター）が、自身の養育体験を生かして、保護者の話を聴いたり、情報提供を行う親カフェを開催します。

【担当：障がい者支援課】

② ペアレントプログラム 【継続】

こどもの発達について悩む保護者のために、行動療法をもとにしたこどもとの関わり方を伝える手法であるペアレントプログラム講座を開催します。

【担当：障がい者支援課、指導課】

③ 「みんなではなそう会」(障がい児療育事業) 【継続】

白梅学園大学と連携して、発達の気になるこどもや障がいのあるこどもの保護者のための交流会を実施します。

【担当：障がい者支援課】

④ 子育て交流ひろば(子ども家庭支援センター) 【継続】

乳幼児と保護者の遊び場や交流促進の場として実施します。

【担当：こども家庭センター】

⑤ こども広場(利用者支援事業(子育てコンシェルジュ)) 【継続☆】

子育ての相談、親子の交流、こどもの遊びの指導、子育て情報の提供などを通して児童福祉の増進を図ります。

【担当：子育て支援課】

基本的施策3-4 保護者への専門相談支援

【施策の方向性】

○乳幼児期から学校卒業後まで、特別な支援を必要とするこどもとその保護者に寄り添い、専門的見地から相談支援を行います。

① 発達支援相談<再掲> 【継続】

児童発達支援センターは、発達の気になるこどもや家族の支援を行う地域の中核的な役割を担うと共に、発達を支援するための相談窓口を実施しています。

児童発達支援センターでは相談窓口から専門的な支援へつないでいく発達支援を展開するとともに、教育委員会等の関係機関と連携し、こどものライフステージに応じた継続的な支援の提供体制の構築を目指していきます。

【担当：障がい者支援課】

② 乳幼児心理発達相談<再掲> 【継続】

乳幼児健康診査における心理相談実施後は、発達の遅れなどで経過観察が必要な乳幼児と保護者を対象に、心理相談員による個別相談を実施します。

個別相談において集団による経過観察が望ましいと判断された親子に対し、こどもの成長・発達を促すこと、保護者の育児不安に対する支援を目的として、集団指導を行います。

- ・個別相談
- ・集団指導：ひよこ遊びの会（対象：1歳の幼児とその保護者等）
- ・集団指導：ひよこグループ（対象：2歳の幼児とその保護者等）
- ・集団指導：こぐまグループ（対象：3歳以上の幼児とその保護者等）

【担当：こども家庭センター】

③ 子育て相談（子ども家庭支援センター） 【継続】

子育て相談の一環として、臨床心理士、臨床発達心理士、言語聴覚士等の専門相談員による、個別の専門相談を実施します。

【担当：こども家庭センター】

④ 就学相談 【継続】

特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人に応じた就学を支援するため、就学相談室で就学相談を受け付け、障がいの種類や程度等に応じた教育を受ける場を保護者と一緒に考えます。

また、通常の学級から特別支援学級、特別支援学校への転学相談、通級指導学級への通級相談及び特別支援教室での特別な指導の開始・終了の相談も行います。

【担当：指導課】

⑤ 教育相談 【継続】

こどもの心身の発達、性格や行動で気になること、学習やその他家庭などにおける教育上の諸問題について、心理の資格を有する教育相談員が、改善やより良い成長・発達を支援していきます。

【担当：指導課】

⑥ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置<再掲> 【継続☆】

スクールカウンセラーを週1回、各学校に配置し、児童・生徒や保護者の相談に応じます。また、様々な事情を抱える児童・生徒や保護者に対して、福祉的な視点から関係機関との連携を構築するスクールソーシャルワーカーを中学校全校に配置して小学校においても支援します。

【担当：指導課】

基本的施策3-5 就労に向けた相談支援

【施策の方向性】

○義務教育後の進学や就労に関する情報を広く提供し、将来を見据えた進路決定を一人一人が行えるような相談や支援を充実させます。

① 進学や就労を見据えた情報提供 【充実】

市ホームページ等を活用し、都立特別支援学校の学校公開や、東京都教育委員会主催の保護者向け「キャリア教育セミナー」等の進学や就労を見据えた情報提供の充実を図ります。

【担当：学校、指導課】

② 体験的な学習の実施 【継続】

生徒一人一人の状況に応じた様々な体験的な学習を通して職業観を豊かにすることができるよう、職場体験の受け入れ先の事業所が充実するよう努めるなど、主体的に自己の進路を選択する能力を育てる学習を進めます。

【担当：学校、指導課】

重点事業

基本指針１ ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備

	事業・取組	掲載 ページ	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
1	学校生活支援シート、個別指導計画の作成と活用	P75	書式の改善の検討	改善 周知 活用	活用		
2	読み書きに困難があるなど学習障がい(LD)のある児童・生徒の指導の充実	P76	学習者用端末を活用した事例検討及び教員への研修	指導の充実・改善			
3	特別支援教育に関する研修会等の充実	P76	教職員への研修実施	研修継続			評価・改善
4	国立精神・神経医療研究センターとの連携による特別支援教育に関する研修等の充実	P77	連携のあり方の検討	連携による研修等の実施			評価・改善
5	ICT機器の活用による学習支援	P77	環境整備実施				

基本指針２ 関係機関の連携によるネットワークの構築

	事業・取組	掲載 ページ	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
1	ごげら就学支援シートの活用及び改善	P81	シートの改善の検討	シートの改善	周知 活用		

基本指針3 理解・啓発、相談体制の充実

	事業・取組	掲載 ページ	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
1	交流及び共同学習 の推進	P87	充実				
2	副籍交流の充実	P87	充実				

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 小平市特別支援教育総合推進計画庁内委員会

第二期前期計画と同様、庁内関係課で構成する小平市特別支援教育総合推進計画庁内委員会において、計画の推進事項に係る連絡、調整及び検討を行い、本計画を総合的・体系的に推進します。

(2) 小平市特別支援教育推進委員会

公募市民、学校関係者、学識経験者、医療関係者、障がい児関係団体の代表等により構成される推進委員会を設置し、計画の進捗状況について意見を伺います。

2 計画の進行管理

本計画の適切な進行管理を行うため、毎年度「小平市特別支援教育総合推進計画庁内委員会」において、計画の進捗状況の確認を行い、その結果を市民に公表するとともに、「小平市特別支援教育推進委員会」に報告し、意見を伺います。